

2020年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	本学は、「キリスト教の信仰に基づく女子教育」を建学の精神と定め、「For Others」を教育理念としている。このもとに定められた学則において本学の使命、目的を掲げており、次のとおり明示している。 大学学則第1条 「本学は、キリスト教を教育の基本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教育を授け、専門の学問を教授研究し、もって真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。」 大学院学則第1条 「フェリス女学院大学大学院は、キリスト教を教育の基本方針となすフェリス女学院大学の建学の精神に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、倫理及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。」			寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。	A	本学は、建学の精神及び教育理念のもとに大学及び大学院における使命・目的を掲げ、学部、研究科ごとの教育研究目的(人材養成目的)を定めている。また、学部においては各学科の人材養成目的も定めており、本学の基本理念と、学部・学科、研究科の教育研究目的は連関している。				

102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	<p>(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。</p> <p>(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。</p>	A	<p>大学の目的及び使命は、大学学則第1条に、各学部の教育研究目的（人材養成目的）は第2条の2に明示している。大学院の目的は、大学院学則第1条に、課程の目的は第2条の2に、各研究科の教育研究目的（人材養成目的）は第4条の2に明示している。</p> <p>大学・大学院の目的及び使命、学部・研究科の教育研究目的（人材養成目的）は、大学学則、大学院学則に明示し、学部の各学科における人材養成目的については、「三つの方針」とともに、毎年度配布する『学生要覧』、『大学院要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。</p> <p>また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究目的（人材養成目的）のほか、学部の各学科における人材養成目的も掲載し、社会への周知を図っている。受験生に対しては、『入学案内』に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。</p>	<p>大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・2021年度大学案内</p> <p>大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 > フェリスの原点 https://www.ferris.ac.jp/information/origin/</p> <p>大学案内 > 大学の取り組み > 教育目標・方針 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</p>	
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	<p>(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。</p> <p>・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定<2020年3月追加項目></p>	A	<p>本学では、10年の期間で設定する長期計画であるグランドデザイン『Ferris Univ.2020』と、そのもとに4年間の期間で設定した中期計画を策定し、グランドデザインの実現に向けて取り組んできた。グランドデザイン及び中期計画の計画すべてを貫き掲げる最上位目標は、フェリス女学院の建学の精神である「キリスト教の信仰に基づく女子教育」と教育理念「For Others」のさらなる明確化・具体化である。</p> <p>グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』は、2期目の中期計画である「17-20 PLAN」において取り組みを進めた。具体的な計画は、各学部・研究科をはじめとする大学内各部門の単年度の事業計画に落とし込み、それらを確実に遂行できるよう、予算と合わせて策定した。また、すべての部門に対し、各事業の進捗と次年度の計画・予算内容に関する学長によるヒアリングの機会を設けている。</p> <p>2021年度以降の計画となるグランドデザイン『Ferris Univ.2030』及び中期計画については、2017年4月から将来計画委員会で検討し、2018年度第10回大学評議会及び第6回定期理事会において基本方針が承認された。具体的な内容は2019年度に将来計画委員会で大枠を検討し、理事会での承認を得た上で、2020年度末に確定した。なお、大学中期計画においては、2021年度に大学としての教学の自己変革の方針「変革方針」を策定することが課題となっていることから、引き続き、将来計画委員会及び全学内部質保証委員会において検討していくこととしている。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 大学が目指す教育を実現していくためには、学院との連携強化が求められる。これまで以上の連携体制を組めるよう、次期中期計画の策定の際には、具体的な方策、体制整備を検討する必要がある。</p> <p>（上記課題への対応） 2021年度以降の計画は、既に理事会で承認された大学グランドデザイン『Ferris Univ.2030』及び学院が2020年に策定した「学院ミッションステートメント」や「学院中期計画」を踏まえ、5年間で期間とする大学中期計画「21-25 PLAN」として策定した。この大学中期計画は、「学院中期計画2021-2025」の中に位置付けられ、「学院ミッションステートメント」の実現に向けて、学院、大学、中高、事務局が一体となって取り組んで行くものとなっている。これまで以上に、学院との連携を図りながら計画を遂行していく。</p> <p>アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等に当たるもの ・大学グランドデザイン『Ferris Univ.2020』 大学案内 > 大学の取り組み > フェリス女学院大学グランドデザイン https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html</p> <p>・大学中期計画「17-20 PLAN」 大学案内 > 大学の取り組み > 中期目標・中期計画 > 21-24 PLAN https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html</p>	

2020年度自己点検・評価シート (キリスト教研究所)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。		/	/	/	寄附行為又は定款 ・ 学校法人フェリス女学院寄附行為	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。		/	/	/	学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・ フェリス女学院大学学則 ・ フェリス女学院大学大学院学則	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。		/	/	/	大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・ 2020年度入学案内 ・ 大学案内	
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則、大学院学則に明示するとともに、学生要覧、大学院要覧にも掲載し、主に学生、教職員に周知している。 また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究上の目的のほか、学部の各学科、研究科の専攻ごとに定めた三つの方針も掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、入学案内に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。		大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・ 大学公式サイト 大学案内 > フェリスの原点 https://www.ferris.ac.jp/information/origin/ 大学案内 > 大学の取り組み > 教育目標・方針 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/		

103	<p>大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p>	A	<p>(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。</p> <p>・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定<2020年3月追加項目></p>	A				<p>アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等にあたるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学グランドデザイン『Ferris Univ.2020』 大学案内 > 大学の取り組み > フェリス女学院大学グランドデザイン https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html ・大学中期計画「17-20 PLAN」 大学案内 > 大学の取り組み > 中期目標・中期計画 > 21-24 PLAN https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html 	
-----	---	---	--	---	--	--	--	--	--

2020年度自己点検・評価シート (宗教センター)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。					寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。					学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。					大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・2020年度入学案内 ・大学案内	
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	学内礼拝週報や、講演会や諸行事の案内を学生に配布し、参加の呼びかけを行っている。また、宗教センター活動案内のリーフレット、講演および諸行事の記録である「待望」、学内礼拝説教集「真理に生きる」も、やはり学生に配布している。 また、大学公式サイトでは、宗教センターのページにおいて、フェリスのキリスト教教育や宗教センターの活動について記し、また、フェリスブログにおいても活動報告を行い、社会への周知を図っている。	チャペルサービスの動画配信を週二回行い、視聴URLを学生および教職員に周知した。その結果、動画は多くの再生回数を得ることができた。		大学案内 > キャンパス・センター等 > 宗教センター https://www.ferris.ac.jp/information/campus-center/christian-center.html	・リーフレット(宗教センター活動案内) ・大学礼拝週報 ・「待望」(講演および諸行事の記録) ・「真理に生きる」(学内礼拝説教集) ・フェリスブログ
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定<2020年3月追加項目>	A				アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等に当たるもの ・大学グランドデザイン『Ferris Univ.2020』 大学案内 > 大学の取り組み > フェリス女学院大学グランドデザイン https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html ・大学中期計画「17-20 PLAN」 大学案内 > 大学の取り組み > 中期目標・中期計画 > 21-24 PLAN https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html	

2020年度自己点検・評価シート (本部事務局)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならぬ。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1)学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。					寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為	
			(2)大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。				学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則		
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。		(1)学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。					大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・2020年度入学案内 ・大学案内	
			(2)教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。				大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 > フェリスの原点 https://www.ferris.ac.jp/information/origin/ 大学案内 > 大学の取り組み > 教育目標・方針 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/		
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1)将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定<2020年3月追加項目>	A	学院では、大学の教育の基本方針である「大学グランドデザイン」とそのもとに置かれた「大学中期計画」の実現を支えるために、2015年度に「学院中期計画」を策定した。2020年度は、「学院中期計画」のアクションプランである2020年度事業計画「学院基盤の強化に向けた取組」により、財政面、体制整備等の面において大学の教育研究に関する取組が推進されるよう学院としての支援を行い、学院中期計画の最終年度を終了した。 また、2019年度第5回理事会(2020年2月27日開催)において、本学院が目指す教学のビジョンであるミッションステートメントを決定し、さらに第6回理事会(2020年3月26日開催)においては、それを実現させるための次期学院中期計画の骨子を承認した。2020年度は学院中期計画骨子に基づき「フェリス女学院中期計画2021-2025」を策定し、2021~2025年度を本学院が長期的に発展していくための「教学の自己変革」の5年間と位置付け、フェリス女学院一体となった中期計画の実行に向けて着手した。		【2019年度自己点検・評価における課題】 2020年4月施行の私立学校法の一部改正に対応し、認証評価の結果を踏まえて学校法人としての中期計画を策定していくことになる。大学における内部質保証の向上に向けた取組との具体的な連携体制を構築するとともに、学院としての支援体制を整備する必要がある。 (上記課題への対応状況は、「現状説明」に記載。)	アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等にあたるもの ・大学グランドデザイン『Ferris Univ.2020』 大学案内 > 大学の取り組み > フェリス女学院大学グランドデザイン https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html ・大学中期計画「17-20 PLAN」 大学案内 > 大学の取り組み > 中期目標・中期計画 > 21-24 PLAN https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html	・学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020) ・2019年度事業計画書 ・フェリス女学院ミッションステートメント(業達19-47)

2020年度自己点検・評価シート (全学内部質保証推進委員会)

大学基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
201	内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。	A	(1)下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定し明示しているか。 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	A	内部質保証に関する全学的な方針を設定し大学公式サイトで明示している。2019年度に全学内部質保証推進委員会を発足し、自己点検・評価委員会及び大学外部評価委員会と連携して本学における内部質保証を推進する活動に取り組んだ。点検・評価に関わる各委員会の役割と権限は各委員会規程において明確にしている。また、年間を通じた点検・評価スケジュールを一覧表としてまとめ、各委員会及び大学評議会・大学院委員会を始めとする関係委員会に示し、学内全体に周知した。なお、内部質保証を推進する委員会と学部・研究科その他の組織との役割分担については、2020年度に実施する2019年度の自己点検・評価のプロセスにおいて、大学全体の点検・評価とは別に、学部・研究科その他の組織における自己点検・評価を実施し、それぞれの視点からの検証を行うことをとおして、役割と関係性を明確にした。	全学内部質保証推進委員会が発足したことで、本学における点検・評価、内部質保証を推進する組織体制がこれまでより明確になり、教育研究活動の向上に向けた取組の活性化に繋がった。	【2019年度自己点検・評価における課題】 現在の「内部質保証に関する全学的な方針」は第2期認証評価の際に設定した方針のため、第3期認証評価に向けて見直しの必要がある。 (上記課題への対応) 2020年度末から見直し作業に着手した。	内部質保証関係の規程類 ・全学内部質保証推進委員会規程 ・自己点検・評価委員会規程 ・大学外部評価委員会規程 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を明らかにし学内で共有した資料 参考 内部質保証のための全学的な方針と手続に関するその他の資料としては、全学内部質保証推進組織と学部、研究科等との役割分担を示したチャート図などが考えられます。	「2019年度自己点検・評価」に関する各委員会の流れ
202	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	A	(1)全学内部質保証推進組織・学内体制を整備しているか。	A	本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「全学内部質保証推進委員会」を2019年度に発足した。当該委員会のもとには、自己点検・評価委員会と大学外部評価委員会を置き、それぞれの役割を明確にしつつも連携し、本学の教育研究の向上に向けた取組を促進している。		【2019年度自己点検・評価における課題】 全学内部質保証推進委員会は発足して間もないため、今後、委員会自体の定期的な自己点検・評価、検証を行っていく必要がある。 (上記課題への対応) 2019年度末に自己点検・評価を実施。委員会の活動をルーティン化し、大学内諸活動の活性化に一定の役割を果たしたことは確認できた。今後もさらなる体制整備に向けた検討を進めていく必要がある。 なお、2020年度は次期中期計画「21-25 PLAN」策定の年度であり、その検討のために全学内部質保証推進委員会のもとに検証・評価タスクフォースを設置した。学長、副学長、各学部長、大学選出理事、教務部長、入試部長、大学事務部長、大学事務部次長で構成されたタスクフォースにおいて中期計画の方向性・具体的な事業を検討することにより、教育の質保証を主眼とする全学内部質保証推進委員会の取組と中期計画及び事業計画を有効に関連付ける活動を行った。	内部質保証関係の規程類 ・全学内部質保証推進委員会規程 ・自己点検・評価委員会規程 ・大学外部評価委員会規程	
			(2)全学内部質保証推進組織はどのようなメンバーで構成されているか。	A	全学内部質保証推進委員会は、学長、副学長2名、各学部長、各研究科長、大学事務部長、大学事務部次長で構成している。				

203	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	A	<p>(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定しているか。</p>	A	<p>学部については学則第1条「目的及び使命」に基づき、また、大学院も同様に大学院学則第1条「目的」に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定している。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則 ・大学院学則
			<p>(2) 方針及び手続に従った内部質保証活動を実施しているか。 <2020年3月追加項目></p>	A	<p>自己点検・評価、外部評価に関する手続・方法は、それぞれの委員会規程に明示している。2019年度に関する自己点検・評価とそれに対する外部評価が規定に沿って実施されているかを2020年度第4回全学内部質保証推進委員会において検証し、適切に対応されたことを確認した。</p>			
203	(つづき)		<p>(3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組をおこなっているか。</p>	A	<p>全学内部質保証推進委員会において、自己点検・評価委員会及び大学外部評価委員会の検証を行い、その結果に基づき、学長（全学内部質保証推進委員長）は教育研究活動の改善・向上のための行動計画を作成することとしている。行動計画に記載した事項については、大学評議会及び大学院委員会の議を経て適切な措置を取り、各学部・研究科その他の組織におけるPDCAサイクルの機能を促進させることとしている。なお、点検・評価の過程で急ぎ対応することが必要な課題に関しては、年間の検証プロセスを経ず、課題が顕在化した時点で大学評議会及び大学院委員会において報告あるいは審議し、措置を取ることとしている。</p>	<p>学長（全学内部質保証推進委員長）による教育研究活動の改善・向上のための行動計画は11月の大学評議会及び大学院委員会において承認され、次年度の事業計画・予算策定のための各学部・研究科その他の組織とのヒアリングの際に活用した。</p>	<p>全学内部質保証推進組織の活動が分かる資料 ・2020年度全学内部質保証推進委員会記録 ・「2018年度自己点検・評価」に関する各委員会の流れ</p> <p>参考 内部質保証システムの機能を示すその他の資料として、大学全体の情報収集・分析等の取組（IR）に関する資料や、全学的な自己点検・評価の結果を踏まえて立案した改善計画書、その成果を表した資料等が考えられます。 ・2018年度に関する点検・評価の検証結果に基づく改善・向上のための行動計画 ・2019年度第8回大学評議会記録（2019年11月13日開催）</p>	
			<p>(4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的実施しているか。</p>	A	<p>学部・研究科、その他の組織における点検・評価について、従来は大学全体として行う自己点検・評価の中で取り扱っていたが、2019年度自己点検・評価から、大学全体の視点とは別に、学部・研究科、CLA、その他の組織（センター等）による自己点検・評価の実施を開始した。</p>		<p>各学部・研究科における自己点検・評価の活動が分かる資料 ・2020年度自己点検・評価シート（各学部、研究科）</p>	<p>・2019年度第7回全学内部質保証推進委員会記録（2019年12月4日）</p>
			<p>(5) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上に計画的に取り組んでいるか。</p>	A	<p>学部・研究科、CLA、その他の組織（センター等）については、各所管委員会において自己点検・評価を行うこととし、課題があった場合には、改善に向けた対応についても委員会で検討することとしている。また、各所管における自己点検・評価結果は、大学自己点検・評価委員会に報告し、効果が上がっている点や今後改善が必要な点などを共有することとしている。各所管委員会で取り扱うことが難しい課題については、自己点検・評価委員会及び全学内部質保証推進委員会ですべて共有した後、学長が改善に向けた計画（行動計画）を作成する。行動計画は、大学評議会での承認を経た上で、関係部門に伝え対応を要請するサイクルを構築している。</p>			

<p>(6) 行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況調査等)に対し適切に対応しているか。</p>	<p>A</p>	<p>第2期認証評価時に指摘された項目への対応状況を「改善報告書」にまとめ、2019年7月に大学基準協会に提出した。審査の結果、「今後の改善計画についての指摘はなかったが、各研究科の収容定員に対する在籍学生数比率が低い状況にあるので、研究科及び入試課を中心に引き続き対応に取り組んでいくこととした。</p>			<p>文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項への対応状況を示す資料 ・改善報告書(2019年7月提出) ・大学基準協会からの指摘事項への対応状況(自己点検・評価委員会での進捗確認)</p>	
<p>(7) 点検・評価における客観性、妥当性を確保しているか。</p>	<p>A</p>	<p>自己点検・評価を含む全学的な内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準の向上と活性化を図るため、2018年度から大学外部評価委員会を設置している。2020年度大学外部評価委員会では、「2019年度事業報告」「2019年度自己点検・評価結果」をもとに本学の取組に関する意見交換が行われ、点検・評価に関する学内体制に関しては、「PDCAサイクルをベースとした点検・評価を行い、前年度にあげた課題に対して一定の成果があげられている。」との評価を受けた一方、「PDCAサイクルにおける検証の実質化を図るためにも、それぞれの対応スケジュールを明確にすることが望まれる。」との指摘があった。なお、「フェリス女学院大学外部評価報告書」としてまとめられた委員による改革・改善のための提言・助言は学長に提出され、学内の委員会を通じて教職員に還元し、次年度の取組等に活かすこととしている。</p>			<p>参考 自己点検・評価の客観性・妥当性を図る取組を示す資料として、外部評価の受審に関する資料等が考えられます。 ・2020年度フェリス女学院大学外部評価報告書</p>	

204	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	A	<p>(1) 教育情報、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を公表しているか。</p>	A	<p>教育研究活動については、「学校教育法施行規則」第172条の2に基づく「教育情報の公表」として、法令に定められている事項を中心に大学公式サイト「情報公開」ページに掲載している。また、教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく「教員の養成の状況についての情報」も「情報公開」ページに掲載している。</p> <p>自己点検・評価結果については、各年度の自己点検・評価結果の総括を大学公式サイトに掲載しているが、全学内部質保証推進委員会において公表資料の適切性について意見交換を行い、2019年度自己点検・評価結果からは、総括に加えて各学部・研究科、各部門が行った自己点検・評価資料(自己点検・評価シート)もあわせて掲載することとした。</p> <p>財務情報については、「情報公開」ページに学院ホームページの当該ページをリンクさせ掲載している。</p> <p>その他、学校安全計画、障がい学生支援に関する情報なども関連法令に基づき公表している。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】</p> <p>2020年2月に文科省が公表した「教学マネジメント指針」では、情報公表も教育研究水準の向上を図る上で重要な取組の一つとして位置付けられ、公表例が示されている。指針は「そのまま従う「マニュアル」ではない」とされているが、本学における教育の質の保証、教学マネジメントの確立の観点から、学修成果・教育成果の把握・可視化を進め、適切に公表していく必要がある。</p> <p>(上記課題への対応状況)</p> <p>「教学マネジメント指針」の中で「公表することが考えられる内容」とされている項目のうち、本学として対応していないもの(例:入学年度別・年度ごとの平均履修単位数、平均修得単位数など)については、公表内容・公表方法等について担当部署と相談の上検討していく。</p>	<p>教育情報を公表しているウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく情報公開 https://www.ferris.ac.jp/information/information-disclosure/ <p>自己点検・評価の結果を公表しているウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト 大学案内 > 情報公開 > 大学評価・自己点検 https://www.ferris.ac.jp/information-disclosure/evaluation.html <p>財務の情報を公表しているウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人サイト フェリス女学院の基本情報 > 事業計画・事業報告・財務情報 https://www.ferris.jp/about/report.html 	
		A	<p>(2) 公表する情報は正確かつ信頼できるものであるか。</p>	A	<p>教育情報は、学校基本調査の数値、学内会議等で確定した情報を5月～6月上旬を目途に掲載している。自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会での点検・評価を行った後、全学内部質保証推進委員会及び大学評議会・大学院委員会に報告した上で掲載している。財務情報は、5月開催の理事会で承認されたのち、すみやかに掲載している。</p>			
		A	<p>(3) 公表する情報を適切に更新しているか。</p>	A	<p>公表する情報は、年度末に点検を行い、各項目の担当部門に更新依頼をしている。年度途中で変更が生じた項目については随時更新し、常時最新の情報が公表できるよう努めている。</p>		<p>参考</p> <p>情報公開の状況を示す資料のほか、情報公開の適切性について検討した会議体の議事録等を資料とすることが考えられます。</p>	

205	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。	A	(1) 全学的なPDCAサイクルは、適切かつ有効か。	A	2019年度に発足した全学内部質保証推進委員会を要として、その下に置かれる自己点検・評価委員会及び大学外部評価委員会との連携により、点検・評価機能は有効に働いている。また、全学内部質保証推進委員会と大学評議会・大学院委員会との関係やそれぞれが担う役割も規程上、明確化されており、内部質保証体制の整備が進むとともに、合わせて学内のPDCAサイクル機能も充実化している。	2020年度は次期中期計画「21-25 PLAN」策定の年度であり、その検討のために全学内部質保証推進委員会のもとに検証・評価タスクフォースを設置した。学長、副学長、各学部長、大学選出理事、教務部長、入試部長、大学事務部長、大学事務部次長で構成されたタスクフォースにおいて中期計画の方向性・具体的な事業を検討することにより、教育の質保証を主眼とする全学内部質保証推進委員会の取組と中期計画及び事業計画を有効に関連付ける活動を行った。			
			(2) 適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価を実施しているか。	A	内部質保証の適切性について、2020年度第10回全学内部質保証推進委員会(2021年3月3日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準2)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				参考 内部質保証システムの改善実例を示す資料や、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性を学内で検証し改善・向上に取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・「2019年度自己点検・評価」に関する各委員会の流れ ・2020年度全学内部質保証推進委員会記録 ・2019年度に関する点検・評価の検証結果 ・2019年度に関する点検・評価の検証結果に基づく改善・向上のための行動計画 ・2020年度自己点検・評価シート
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	「今後改善が必要な点」で挙げた事項についての対応を進め、本学における内部質保証のさらなる体制整備に取り組んで行く。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【必須】

・大学全学内部質保証推進委員会は、内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続きや全学及び学科等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいて、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたかを記述してください。

本学では、新型コロナウイルスへの対策について、大学として判断が必要な事項についての検討・調整を行うため、2020年3月25日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置した。(学決19-1(2020年3月25日発信))
授業の実施方針、キャンパスへの入構や課外活動に関する方針など、全学的な指示や発信が適切な事案については、適宜対策本部において検討を行い対応する一方で、個別の事案への具体的対応策については、従来どおり関係各所管部署にて検討し、それぞれの判断において実施することが適切な場合には遅滞なく実施に移し、対策本部に報告することとしている。対策本部と各所管部署との役割を明確にすることで、迅速かつきめ細やかな対応をとることができている。また、コロナ禍においても教育の質を維持するための対策を全学的に検討し実施することもできた。
全学内部質保証推進委員会では、大学基準協会からの通知「2021年度の大学評価及び短期大学認証評価について」を受けて、2020年度自己点検・評価において、従来の自己点検・評価に加え、COVID-19への対応・対策についての点検・評価も行うことを決定した(2020年度第7回全学内部質保証推進委員会(2020年12月9日開催))。各所管における点検・評価結果は2021年6月の自己点検・評価委員会で報告されることとなっており、これを受け、全学内部質保証推進委員会において対応・対策についての検証を行うこととしている。

2020年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A	本学は、理念・目的の実現のための教育研究組織として、文学部(英語英米文学科、日本語日文学科、コミュニケーション学科)、音楽学部(音楽芸術学科、演奏学科)、国際交流学部(国際交流学科)の3学部・6学科、またこれらを基礎とする人文科学研究科、(英語英米文学専攻、日本語日文学専攻、コミュニケーション学専攻)、音楽研究科(音楽芸術専攻、演奏専攻)、国際交流研究科(国際交流専攻)の3研究科・6専攻からなる大学院を設置している。これらの学部及び大学院は、大学学則、大学院学則において明示されている目的及び使命のもと教育研究目的を定め、大学の理念・目的を具現化するための教育研究組織として編成されている。			附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・大学キリスト教研究所規程 ・教職センター規程 ・言語センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・情報センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	本学では、理念・目的の実現のための教育研究組織として、学部、大学院のほかに、教育研究の拠点となる附属機関・組織を設置している。			大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)	
			(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	本学では大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』の中で、共通教育の見直しを行い、2017年度に全学教養教育機構(CLA)を設置した。CLAは、学部・学科の専門教育と並行して、新しい時代に主体的な役割を果たすために必要な知識と語学運用能力、課題発見・課題解決の方法を4年間にわたって学びレベル・アーツ教育の拠点である。また、キャンパス内外の国際交流活動をさらに活性化し、留学を志す学生と受入留学生の支援を担う機能の充実を図るため、前身である留学センターを踏まえる形で2017年度に国際センターを設置した。音楽学部では、現代社会のニーズに合った音楽分野の教育を実現するため、2019年度から従来の2学科体制から1学科体制に改組統合しカリキュラムのさらなる充実を図っている。				

302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学部・研究科、その他各組織において、「点検・評価シート(大学基準3)」の項目に沿って、各組織の適切性について点検・評価を行っている。さらに、2021年度第1回自己点検・評価委員会(2021年6月23日開催)において、学部・研究科、その他各組織の「点検・評価シート(大学基準3)」をもとに、教育研究組織の適切性に関する全学的な点検・評価を実施した。				
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学部・研究科、その他各組織から提出された点検・評価シートをおして、さらなる改善を必要とする課題について確認した。	音楽学部は、現代社会のニーズに合った音楽分野の教育を実現するため、2019年度に従来の2学科体制から1学部1学科体制に改組統合した。入学者数は2019年度83名、2020年度81名、2021年度84名と、入学定員(75名)を充足している。	【2019年度自己点検・評価における課題】 音楽研究科では、2019年度の音楽学部の改組統合を踏まえ、今後の研究科の体制について検討を開始することを関係者で確認した。 (上記課題への対応状況) 今後の研究科の体制について、2020年度は新型コロナウイルスの影響で十分な打ち合わせができなかったが、2021年度は2019年度に開始した準備計画を進展させる予定である。 【2019年度自己点検・評価における課題】 国際交流研究科では、長期履修制度のあり方及び修了レポート制度の運用について見直しの必要があることを確認した。 (上記課題への対応状況) 修了レポート制度により在学している院生の修了が2021年前期末と見込まれるため、それを受けて社会人院生を対象とした修了レポート、長期履修生両制度の再検討を行う。	参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・大学キリスト教研究所運営委員会記録 ・教職課程委員会記録 ・言語センター運営委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・国際センター委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・宗教センター運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート
(全学教養教育機構)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・全学教養教育機構(CLA)規程		
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	全学教養教育機構(CLA:Center for the Liberal Arts)は、本学における全学教養教育の推進を通じて、学士課程教育の質の向上並びに学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。 これに基づき、全学教養教育機構では、本学における共通科目であるCLAコア科目、語学科目、また外国人留学生に関する授業科目の運営に必要な事項を検討するとともに、その適切性の検証と改革に取り組んでいる。 運営にあたっては、全学的基本方針を策定する「全学教養教育機構(CLA)会議」(議長:学長)、機構の諸事業の運営・管理を担う「全学教養教育機構(CLA)運営会議」(委員長:全学教養教育機構長(全学教育担当副学長)、CLAコア科目の実施・運営を担う「CLAコア科目運営委員会」(委員長:委員の互選)をそれぞれ置き、全学的な方針のもとで運営する体制となっている。				大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)	
			(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	全学教養教育機構は、本学の伝統であるリベラルアーツ教育を21世紀型の教養教育として展開する拠点として2017年度に設置された。全学部の学生を対象に、4年間を通じた体系的なカリキュラムを編成し、「新しい時代を切り拓く女性」を育成。高い言語運用能力と幅広い教養を身につけ、しなやかに他者と共生しつつ、21世紀の新たなステージを切り拓いていくためのカリキュラムがデザインされている。 CLAコア科目の中でも特徴的な科目「プロジェクト演習」は、本学の教育理念「For Others」を具体化した内容、かつ、学部横断的・学際的な内容の課題を解決することを目指すPBL(Project Based Learning)の演習科目である。大学での学びと社会との接点を意識しつつ、現代社会で求められる教養について、主体的・体験的に学ぶ機会を提供している。 語学科目については、「英語」「初習外国語」ともに2021年度からの新カリキュラムに向けて改革に取り組んでいる。「英語」は、4技能を総合的に活用できるようなカリキュラムへの変更とそれを実現するための教育指導体制の構築、「初習外国語」は、主としてインテンシブ・コースでPBLやアクティブ・ラーニング形式の授業の展開など、より実践的な要素を追加したカリキュラムの検討を進めた。		「プロジェクト演習」開講3年目の2020年度は、「フェリス女学院150周年記念プロジェクト」「横浜と音楽」「ボランティアと地球」「若者による文化の創造と発信」をテーマに展開したほか、CLAコア科目、語学科目においても、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境に配慮した内容を適切に取り入れている。「フェリスプラス実践教養探求課程」は多くの学生の応募があり、46名の第2期修了生を予定している。			

				CLA科目の中に「フェリスプラス実践教養探求課程」を設置した。この課程の目標は、「フェリスらしいリーダーの育成」「実践や体験を通じて社会貢献を学ぶ」「学部横断型の学びで視野を広げる」ことである。就職課のサポートを受けて、人材養成プログラムとして、実践型の力を身に付けることができる。フェリスプラスノート（ポートフォリオ）を使って、自らを振り返り、成果を記録しながら、成長できる。必修科目「プロジェクト演習」を含め、CLA科目の所定単位を履修し、修了した学生には「実践教養探求課程修了証」を発行する。修了にあたっては、機構長・就職課長の面談を行い、今後の学修、キャリア形成のアドバイスを行っている。			
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	全学教養教育機構における教員組織の適切性について、2021年度第2回全学教養教育機構（CLA）会議（2021年5月25日～27日持ち回り開催）において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。	参考 役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料など	2019年度フェリス女学院大学外部評価報告書（2019年度第7回大学評議会（2019年10月9日開催）資料）
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	今回の点検・評価の結果等を委員で共有するだけでなく、次年度以降の諸事業の運営・管理面において必要があれば、機構長を中心に定期的に検討・調整を図っていくことを確認した。		

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (キリスト教研究所)

基準3(キリスト教研究所)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 大学規程 全学教養教育機構(CLA)規程 大学キリスト教研究所規程 教職センター規程 言語センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 情報センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>キリスト教研究所は、キリスト教、キリスト教文化及びキリスト教学校教育について学術的研究を行い、広く学内外へ成果を発表するとともに、本学の教育の改善に寄与し、学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。</p> <p>2020年度は、新型コロナウイルス感染症のために、いくつかの活動を中止・延期せざるを得なかった。キリスト教研究所における『キリスト教研究所紀要』6号の編集・発行は、第7号(2022年3月発行予定)との合併号とすることとした。連続講演会として定着をみているキリスト教研究所講演会についても感染症拡大抑制のため延期とした。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>キリスト教研究所では、本学の建学の精神をさらに明確化し、本学ならではの特色ある教育・研究を全学規模で実現するため、本学のリベラルアーツ教育の拠点「CLA」に開設されているキリスト教科目及びキリスト教関連科目のありかたや今後の教員配置などについて検討している。</p>				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>教育研究組織の適切性について、キリスト教研究所では、2021年度第1回キリスト教研究所運営委員会(2021年4月14日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>参考</p> <p>学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教養教育機構(CLA)会議記録 大学キリスト教研究所運営委員会記録 教職課程委員会記録 言語センター運営委員会記録 学生支援センター運営委員会記録 国際センター委員会記録 情報センター運営委員会記録 宗教センター運営委員会記録 ボランティアセンター運営委員会記録 自己点検・評価シート 	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>点検・評価の結果、新型コロナウイルス感染症に左右されない「キリスト教研究所講演会」のあり方を検討し、Zoom等のWeb会議システムを用いた講演会を開催していくことを決定した。</p>				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (教職センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> ・ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・ 大学規程 ・ 全学教養教育機構(CLA)規程 ・ 大学キリスト教研究所規程 ・ 教職センター規程 ・ 言語センター規程 ・ 学生支援センター規程 ・ 国際センター規程 ・ 情報センター規程 ・ 宗教センター規程 ・ ボランティアセンター規程 	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>教職センターは、学則第42条の2の規定に基づき、本学の教育理念'For Others'に示される、他者のために、そして他者とともにという観点に立ち、幅広い教養と専門的な知識によって教育活動を実践することのできる教員を養成するため、本学における教職課程の運営に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。</p> <p>2020年度においても引き続き、全学体制で教職課程を推進するために教職課程委員会を開催し、教職課程の現状などを報告・審議し、その結果に基づき、教職課程履修学生がスムーズに教員免許状を取得できるよう、適宜、履修者全体あるいは個人に宛てての連絡・面談を実施し、指導・支援を行った。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データ(表1) ・ 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>教育に対する社会的要請が反映されたコアカリキュラム、ならびに、本学の教育理念に基づく教員たるに必要な構成、さらには、COVID-19の影響で教育現場での対応が強く求められるようになったICT教育にも対応出来る知識・技能を履修学生が修得できるよう、最先端の教育課題にふさわしい講師を適宜科目内に招くなど配慮している。また、教員免許状の取得に留学が足枷とならないよう、履修学生の留学にあたっては、事前・事後の説明・支援を面談を含め実施している。</p> <p>一方で、本学の教育理念に基づく教員養成の内容をまとめ、社会に向け発信すべく、2021年度に「教職センター報告」を発行する準備を進めている。</p> <p>なお、以上の配慮に関しては、教職課程委員会での審議・報告を以てこれを施行している。</p>				

302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織における教職センターの適切性について、2021年度第2回教職課程委員会(2021年6月1~3日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・大学キリスト教研究所運営委員会記録 ・教職課程委員会記録 ・言語センター運営委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・国際センター委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・宗教センター運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果に基づき、次年度も引き続き、本学の教育理念に基づく教員養成をスムーズに推し進められるよう、履修学生への支援ならびに新規開講科目を含めた科目内容の充実に取り組むことを決定した。			

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

- ・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

COVID-19の影響で、教育実習の中止・期間短縮、また、介護等体験の中止・辞退が発生した。これらへの対応として、文部科学省からの通達を根拠に、下記の対応を実施した。

教育実習の中止・期間短縮への対応：
 ・教育実習内容を補填出来るよう、教科教育法担当教員へ依頼し作成していただいた課題を該当する学生に課し、提出された課題へのフィードバックをもって対応した。

介護等体験の中止・辞退への対応：
 ・文部科学省から提供された課題を該当学生に課し、提出された課題へのフィードバックをもって対応した。

2020年度自己点検・評価シート (言語センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。		/			<ul style="list-style-type: none"> ・ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・ 大学規程 ・ 全学教養教育機構(CLA)規程 ・ 大学キリスト教研究所規程 ・ 教職センター規程 ・ 言語センター規程 ・ 学生支援センター規程 ・ 国際センター規程 ・ 情報センター規程 ・ 宗教センター規程 ・ ボランティアセンター規程 	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	言語センターは、本学における語学教育の充実を図るために、次に掲げる事項に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。 (1)語学科目の授業・行事支援に関する事項 (2)語学科目の教材作成支援に関する事項 (3)LL教室等の運営・管理に関する事項 (4)語学学習支援プログラムの運営に関する事項 (5)その他委員会が決定した業務に関する事項 2020年度は、初習外国語「(入門)」共通テキスト『Varietas』及び『Ferris Voices』の刊行、外国語に関する正課外活動の遠隔での実施、今後の運用を踏まえて言語センター、CALL教室及びLL小教室を改修するなど、言語に係る観点から本学における建学の精神・教育理念の明確化・具体化の推進に取り組んだ。			<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データ(表1) ・ 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	言語センターでは、学生が本学のディプロマ・ポリシーに明記されている「高度な外国語運用能力」を修得・涵養し、人材養成目的を実現するため、本学のリベラルアーツ教育の拠点「CLA」に開設されている語学科目のありかたや、それに伴う教室改修・語学学習支援プログラムの運営について、英語教育運営委員会及び初習外国語教育運営委員会と連携のうえ、検討している。				

302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、言語センターでは、2021年度第1回言語センター運営委員会(2021年4月28日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・大学キリスト教研究所運営委員会記録 ・教職課程委員会記録 ・言語センター運営委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・国際センター委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・宗教センター運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果、次年度は、次期大学グランドデザイン『Ferris Univ.2030』の教学改革の一つである2021年度からの語学カリキュラム改革に注力し、本学の建学の精神、教育理念、またそれに基づく語学教育について学内外に広く示す機会とすることを決定した。			

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

- ・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

主に語学学習支援プログラムの一環として次のような対応を行った。

- ・外国語に関する正課外活動として、過年度は対面で実施していた語学学習カウンセリング及び語学カフェについて、Zoomを使用して遠隔で実施した。
- ・語学学習に役立つ情報を1週間に1回メールマガジン形式で配信した。
- ・後期から、通常対面でのみ実施していた教材貸出について、郵送でも対応した。

また、語学科目の授業・行事支援の一環として次のような対応を行った。

- ・遠隔授業対応に係る英語教育運営委員会主催のFD活動(英語科目担当教員向け)を例年の2倍以上の頻度で実施した。
- ・上記FD活動には、初習外国語科目担当教員も任意で参加することができた。

2020年度自己点検・評価シート (学生支援センター)

基準3(学生支援センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 大学規程 全学教養教育機構(CLA)規程 大学キリスト教研究所規程 教職センター規程 言語センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 情報センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	学生支援センターは、本学学生の保健管理、学生相談及び障がい学生支援を企画推進する機関として、修学及び学生生活における支援を積極的に支援するために設置された。具体的な活動内容等は基準7に記載。	大学の理念・目的を実現するため、学生が安心して大学生生活を送ることができるように、心身の健康管理の面から適切に学生を支援している。		<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	学生支援センターでは、社会状況や学生の変化を踏まえ、柔軟に支援方法について配慮している。また、2020年度には学生支援センターからの提案科目として、CLA科目で「学びの世界を広げる-女性を知る-身体・心理・社会の側面より」を開講し、社会的な要請に応えた学生支援を行っている。				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、2021年度第3回学生委員会(2021年5月19日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> 参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 全学教養教育機構(CLA)会議記録 大学キリスト教研究所運営委員会記録 教職課程委員会記録 言語センター運営委員会記録 学生支援センター運営委員会記録 国際センター委員会記録 情報センター運営委員会記録 宗教センター運営委員会記録 ボランティアセンター運営委員会記録 自己点検・評価シート 	
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	・年度単位の点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

- ・相談室や保健室への相談や校医面談をオンラインでも対応した。
- ・総務課と連携し、入構時に体温を測り、発熱が認められる学生には個別に体調を確認し、適切な指示をした。
- ・総務課と連携し、学内での感染者発生時などに入構者を把握する目的で入構者を記録した。
- ・総務課と連携し、学内各所に手指用及びその他用の除菌スプレーとティッシュを配置して、学生による除菌行動を促した。
- ・総務課と連携し、学食、F-Caféなどの机の上にパーティションを設け、椅子もディスタンスを保つような指示を貼るなどして感染リスクを軽減する行動を促した。

2020年度自己点検・評価シート
(国際センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
			(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・大学キリスト教研究所規程 ・教職センター規程 ・言語センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・情報センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	国際センターは、「国際センター委員会規程」第3条に規定されている通り、本学学生の海外留学支援及び促進、外国人留学生の受入れ、教育及び生活の支援の充実を図る諸事業の推進を目的に設置されている。 【海外留学支援及び促進】 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、派遣留学プログラムを長期・短期含めすべて中止とした。2020年度に交換留学を予定していた学生の意向に基づき、在学中の交換留学を希望する学生に対しては継続して支援を実施している。 新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣留学プログラムの実施が困難な状況において、学生の留学に対するモチベーションを維持することを目的に、外務省外交講座の協力を得て「留学準備教養講座」を計3回開催した。また、協定校との授業交流(2回)、海外大学との学生交流会(1回)など、オンラインを活用した多彩なイベントを複数企画し、計150名以上の参加者を得た。 【外国人留学生の受入及び支援】 新型コロナウイルス感染症に伴う感染症予防を観点から、従来の日本語学校訪問は行わず、電話でのアプローチとオンラインでの学外の説明会への参加を中心に広報を行った。 (9月指定校5校、その他4校、計9校にTel./10月過去名刺交換した日本語学校教員も含め21校にメールで案内) また、初の試みとして、受験生(留学生)への国際課スタッフによる個別相談会を企画し実施した。(対応2件) 協定校からの受入交換留学生については、新型コロナウイルス感染症に伴う日本政府の実際対策等により、多くの留学希望者が留学期間の変更、または中止を決めた。結果的に2020年度後期に輔仁大学(台湾)から2名の学生のみを受け入れた。	【海外留学支援及び促進】 詳細は任意:国際課の「COVID-19 への対応・対策」参照。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進むなかで、国際交流の手段としてのオンラインの利便性が明らかになり、派遣・受入事業が実施できない状況下でも、世界を近く感じることでできる体験を学生に提供することができた。 2020年度派遣交換留学予定であった学生へのきめ細やかな留学支援を行うことで、学生たちは引き続き、将来の留学実現に向けて着実に準備を継続している。	【2020年度自己点検・評価における課題】 中期計画では、留学生の派遣件数の増加が目標として掲げられているが、学生のニーズや経済状況及び大学の財政状況などから、2021-2014 PLANでは現実的な目標設定を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実際の現地への派遣、本学への受入が困難な状況がしばらく続くことが考えられる。ついでに、学生の海外への興味、留学へのモチベーションの維持と国際的な学修の機会を提供するために、2020年度に引き続き、オンラインを活用した新たな取り組みを検討していく。 外国人留学生受入事業を活性化することを目的に、国際センター受入留学生関係のホームページ情報の多言語化を進める計画を継続中である。当初、この計画は2020年度中に完了することを目標としていたことから、2021年度、可能な限り早い段階での実現を目指している。 多言語化:中国語(繁体字、簡体字)、朝鮮語、ベトナム語、モンゴル語	大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)	国際センター委員会規程 2020年度国際センター主催企画(国際センター委員会資料)、各イベントのポスター 2017-2020 PLANの実績(2021年度第1回国際化推進委員会資料) オンライン個別相談フライヤー メール「2021年度留学生入試に関するご案内(フェリス女学院大学)」(2020.10.7発信)

			<p>(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。</p>	A	<p>国際センターでは、社会的要請や国際的環境等に配慮しつつ、本学の各教育研究組織における方針及び目的に沿って、海外留学プログラム(派遣・受入れ)を適正に実施している。また、世界各国の教育研究機関と連携しながら、世界の安全状況に配慮しつつ、本学在学生の国際交流の機会を提供している。</p> <p>交換留学に関連して、協定校との協定書の更新を随時行った。またアメリカの協定校、ワシントンカレッジとの協定書更新にあたり、本学学生に対する学費減免(30%)適用を得た。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、遠隔授業が主となったことで、留学生にとってはより授業理解に困難が生じることが想定されたため、チューター制度やLAランゲージ・アシスタント制度を例年以上に積極的に活用した。</p> <p>また、在籍確認をオンラインで行うことに加え、私費留学生の生活及び健康状況の把握など、月に複数回のグループミーティングを年間を通して実施した。(計35回)</p>	<p>海外留学支援・促進及び外国人留学生の受入事業を包括的に担う国際センターとして、各国の協定校及び学内の各教育研究組織との連携を強化することで、充実した学生支援体制を構築できている。</p> <p>既存の制度の利用とオンラインを活用した、よりきめ細やかなサポート体制を年間を通して維持したことで、私費留学生及び交換留学生について、適切な在籍管理と詳細な生活状況把握に基づいた学修・生活全般にわたる支援を行うことができています。</p>	<p>【2020年度自己点検・評価における課題】 新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことが予想されるため、健康上の理由で一時帰国している私費留学生の継続的な状況把握と支援を継続して行う必要がある。</p> <p>日本に留まって修学している私費留学生についても、2020年度同様に支援を継続する。</p>		<p>協定書の更新について(教授会資料)</p>
302	<p>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<p>2021年度第6回国際センター委員会(持ち回り・2021年5月25～27日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容に基づく点検・評価を行った。</p> <p>点検・評価の結果、従来の方針どおり、留学派遣者数及び受入留学生者数の増加に資する諸事業に取り組むことを確認している。あわせて、学内における国際交流の機会を充実させる計画である。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年度は留学派遣事業及び外国人留学生の受入れについては、困難な状況となったため、収束後の留学実現に向けた支援活動に力を注ぐ方針を決定している。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症拡大を受け、もともと学生課と共催で計画していた「事故対応の危機管理シミュレーション」を、規模を縮小してSD研修「感染症対策の危機管理を学ぶ」として開催した。この企画によって、全学的に、現在直面している危機への対応について学ぶことができた。</p> <p>継続的課題について、国際センター委員会において議題として取り上げ、留学希望者及び外国人留学生の日常的なニーズに臨機応変に対応することができている。海外留学経験者、外国人留学生の声も参考に、日頃の活動の点検・評価を行なっている。</p>	<p>【2020年度自己点検・評価における課題】 2019年度中の完成を目標としていた「世界規模での感染症に関する危機管理マニュアル」を早急に策定する必要がある。</p> <p>【2020年度自己点検・評価における課題】 国際センターの業務(とりわけ海外派遣事業)は、海外の安全状況の影響を非常に受けやすいため、自己点検・評価の枠組みから外れる突発的な事態が起こり得る。そのため、さまざまな突発的な事態を想定した危機管理について点検する方策を考える必要がある。</p> <p>コロナ禍における新たな国際的な学びの場、国際交流の機会を積極的に創造し、学生に提供していく必要がある。</p>	<p>国際センター委員会記録 ・2020年度事業計画・振り返り</p>	<p>危機管理マニュアル</p>

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・ 附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

<p>【派遣留学】 新型コロナウイルス感染症対応の経験に基づき、派遣留学プログラムにおける「誓約書」の見直し、派遣留学プログラム再開に向けた新型コロナウイルス感染症にも対応できる具体的な危機管理体制の整備を進める。</p> <p>【留学準備、国際交流の機会提供】 英語検定対策講座、留学準備教養講座、協定校との交流のオンライン化。将来の留学について、留学・海外経験のある専任教員に相談できる機会の提供。</p> <p>【海外協定校等が提供するオンライン・プログラムの提供】 派遣留学が実現しない間の代替措置として、国際センターを通して海外協定校等が提供するオンライン・プログラムを学生に提供できるよう学内手続きを進めている。</p> <p>【交換留学生の受入】 日本政府の水際対策に伴う交換留学生の入国サポート、及びビザ取得、入国が困難な本学への交換留学希望者へのサポート。2021年度前期の交換留学希望者4名については、遠隔で実施されている授業の履修を可能とし、授業回数1/3を超える5月末に入国ができない場合に、交換留学は不成立とするものの、希望者には4月から履修している授業を「聴講」できるよう、学内手続きを進めた。</p>

2020年度自己点検・評価シート (情報センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	B	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。		/			<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・大学キリスト教研究所規程 ・教職センター規程 ・言語センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・情報センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 		
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	B	情報センターは、本学における情報教育の推進及び情報機器を活用した教育研究の改革及び改善を図ることを目的として設置された。				<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	B	学問の動向、社会的要請を踏まえ、情報機器を活用した教育方法の研究開発及び支援を行うことを目指している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	C	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	C	2020年度においては、年度当初から新学長がセンター長を務め、その後副学長に交替するなど、運営委員会において点検・評価を行うことが困難な状況にあった。次年度に向けて、組織のあり方をふくめ、センターの運営体制を見直しできるように取り組んでいる。			<ul style="list-style-type: none"> 参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・大学キリスト教研究所運営委員会記録 ・教職課程委員会記録 ・言語センター運営委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・国際センター委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・宗教センター運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート 		
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	C	2019年度から組織体制の建て直しを掲げ、そのための方策を具体的に議論しているが、これらの取り組みの成果が出ているとは言い難い。					

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

情報センターでは、本部情報システム課及び大学教務課の主導と支援により、新型コロナウイルス感染症蔓延対策としての遠隔学修システムを充実させ、授業の円滑な運営を支援した。例年、初年次生を対象とした授業の中で実施している情報教育支援については、ネット利用上の注意についての動画リストを配布し活用してもらった形式とした。年度末には緑園・山手両キャンパスの無線LAN更新工事も実施し情報環境の向上を図った。

2020年度自己点検・評価シート (宗教センター)

基準3(宗教センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 大学規程 全学教養教育機構(CLA)規程 大学キリスト教研究所規程 教職センター規程 言語センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 情報センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>宗教センターは、本学の教育・研究の基本精神であるキリスト教(プロテスタント)に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。2020年度は、学期期間中、月曜と木曜の週二回、チャペルサービスの動画配信を行い、視聴URLをFerris Passportとサイボウズで配信した。また、前期と後期のキリスト教講演会とクリスマス礼拝を、やはり動画配信にて行い、サマー・リトリートはzoomにて行った。さらに、聖書研究会、読書会もzoomにて行い、そのほかに、諸行事を報告する「待望」を年二回発行、説教集「真理に生きる」を年一回発行した。</p>			・宗教センター規定	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>宗教センターは、本学の教育・研究の基本であるキリスト教の諸活動が学内において実質化・活発化されるため、毎週の学内礼拝の週間主題の見直し、講演会の適切な講師の選任、サマー・リトリートなどの行事内容の刷新などに取り組んだ。</p>			・宗教センター運営委員会記録	
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>教育研究組織の適切性について、宗教センターでは、2020年度第8回宗教センター委員会(2020年3月3日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>				
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>今年度は学院創立150周年にあたり、学院や中高と連携しながらのキリスト教関連諸事業に取り組む予定であったが、ほとんど実施できなかった。それらを次年度改めて実施するか、検討する。また、For Othersの精神のさらなる涵養のため、バリアフリー推進室、ボランティアセンターと連携した研修プログラムを実施する予定であったが、今年度は実施できなかった。これも次年度の実施について、検討する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 宗教センター運営委員会記録 自己点検・評価シート 	

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

COVID-19により、集会が実施できなくなったため、チャペルサービスや講演会は動画配信にて行い、それ以外の集会はzoomにより実施した。

2020年度自己点検・評価シート (ボランティアセンター)

基準3(ボランティアセンター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 大学規程 全学教養教育機構(CLA)規程 大学キリスト教研究所規程 教職センター規程 言語センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 情報センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 		
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	当センターでは、外部講師を招致し、講演会やシンポジウム等を開催し、学生の専門性を高めるよう努めている。また、アンネのバラプロジェクトにおけるアンネのバラ礼拝等、本学の目的と合致した取り組みを行っている。また、ボランティアセンターでは、本学の教育理念「For Others」に基づき、平和及び福祉に関するプロジェクトを充実させ、学生スタッフの育成に努めている。そして、国内で第一線で活躍する女性の有識者とのプロジェクトを推奨しており、時代を先駆し、自立した女性となるよう、努めている。				<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	当センターでは、既存のプロジェクトに加え、より学生が国内外の課題解決に自発的に取り組めるよう、様々な取り組みを実施している。	当センターが国際シンポジウムを主催したTICAD(アフリカ開発会議)にて提唱された「横浜行動計画」を実現できるよう、持続可能な社会の実現のため全国のRCE(Regional Centers of Expertise on ESD:ESD推進の地域拠点)との連携に務め、特にRCEの拠点である国連大学や神戸大学、中部大学との関係を強化した。				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	ボランティアセンターでは、プロジェクトの終了後、アンケートを実施しており、運営委員会に対しそのアンケート結果を共有し、それを元に適切に点検・評価を実施している。	Googleフォームを利用したアンケート実施により、学生から高い回答率を得ており、また、評価も項目ごとに可視化したデータを収集しており、次のプロジェクトに効果的に反映している。		<ul style="list-style-type: none"> 参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 全学教養教育機構(CLA)会議記録 大学キリスト教研究所運営委員会記録 教職課程委員会記録 言語センター運営委員会記録 学生支援センター運営委員会記録 国際センター委員会記録 情報センター運営委員会記録 宗教センター運営委員会記録 ボランティアセンター運営委員会記録 自己点検・評価シート 		
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果、学生スタッフがより広報活動に参画するよう、取り組みを強化している。学生スタッフによる広報動画制作等、芸術的な側面の育成も重視している。また、学生が広報活動に携わるために、プロジェクトの理解、ボランティアに関する理解や知識の補間に一層取り組む。					

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・附置機関等において、全学的なCOVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し公表しているか。	A	<学士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各学科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】 <修士課程・博士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 【大学全体】 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/ 【文学部英語英米文学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/english-literature/ 【文学部日本語日本文学】 https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/japanese-literature/ 【文学部コミュニケーション学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/communication/ 【国際交流学部国際交流学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/international-exchange/course/ 【音楽学部音楽芸術学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/music/musical-art/ 【人文科学研究科英語英米文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/english-literature.html 【人文科学研究科日本語日本文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/japanese-literature.html 【人文科学研究科コミュニケーション学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/communication.html 【国際交流研究科国際交流専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/international-course/course.html 【音楽研究科 修士課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/music/	

402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	<p>(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。(授与する学位ごと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 	<p>A</p> <p><学士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】</p> <p><修士課程・博士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】</p>			<p>教育課程の編成・実施方針を公表しているウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト 401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ 	
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	<p>(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮 (【学士】【学専】) ・教養教育と専門教育の適切な配置 (【学士】) ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 (【修士】【博士】) ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり 	<p>A</p> <p>カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。【大学教務委員会資料】</p> <p>学士課程においては各学科で導入教育科目(文学部各学科:「R&R(入門ゼミ)」、国際交流学科:「導入演習」、音楽芸術学科:「基礎演習」)を設け初年次教育、高大接続を行っている。</p> <p>【開講科目表、学生要覧】</p> <p>修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク(研究科目)とリサーチワーク(演習科目)を設け、両科目の修得を課している。【大学院要覧】</p>			<p>履修要項やシラバスなど、教育課程の内容が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 ・カリキュラムマップ (CLA、英語科目、初習外国語科目、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科、国際交流学科、音楽芸術学科、演奏学科、教職課程、日本語教員養成講座) <p>参考</p> <p>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。</p>	<p>参考</p> <p>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。</p>
			<p>(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。</p>	<p>A</p> <p>各学科専門科目の大部分が他学科学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】</p> <p>全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1,2」「キャリア系の知識を深める1,2,3」「社会人基礎力の取得と実践1,2」「キャリア実習(短期インターンシップ、長期インターンシップ)」を開講している。【学生要覧、開講科目表】</p>				

<p>404</p>	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>A</p> <p>(1)各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <学士課程> ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画(研究指導の内容・方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施</p>	<p>A</p> <p>1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。 シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2020年度開講科目のシラバス点検について(依頼)」 2020年2月17日発信及び「2020年度後期授業実施方針決定に伴うシラバス修正の点検について(依頼)」2020年8月26日発信】 <学士課程> 演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者数制限といった手段で適切な履修数としている【開講科目表】 講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。 【開講科目表、大学教務委員会資料】 <修士課程・博士課程> 大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。【大学院要覧】</p>			<p>授業期間、単位計算及び履修登録単位数の上限を定めた学則等の資料 ・学生要覧 履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料 ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・シラバス執筆要領 ・開講科目表 <修士課程、博士課程> 研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料 ・大学院要覧 参考 学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。 ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果</p>	
------------	---	--	---	--	--	---	--

<p>405</p>	<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示</p>	<p>A 編入学生の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。【大学学則、学生要覧】 編入学生以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的な成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 また学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S,A評価の上限を50%までとしている【学生要覧】 卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】</p>			<p>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧</p> <p>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧</p> <p>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧</p> <p>参考 成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。</p>	
		<p>A</p>	<p>(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与</p>	<p>A 各研究科各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 学位審査は各研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。【学位規則】 学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】</p>			<p>< 修士課程、博士課程 > 学位論文審査基準を示す資料 ・大学院要覧</p>	
<p>406</p>	<p>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p>	<p>A 学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。 修士課程・博士課程においては学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。</p>			<p>参考 卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。 ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果</p>	
		<p>A</p>	<p>(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。 学習成果の測定方法例 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	<p>A 成績、GPAによって学修成果を把握している。 成績以外の手段として全学生を対象とした学修行動調査を毎年度実施している。 特に1,3年次の学修行動調査は他大学と共同で実施(ALCS学修行動調査)することにより、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。</p>			<p>参考 学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録</p>	

407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用<2020年3月追加項目>	A	教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2021年度第7回大学教務委員会(2021年5月26日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			参考 学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。	A	特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3,4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 特に英語科目においてはプレースメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】			
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】			

COVID-19への対応・対策に関わる事項

・各学部・研究科等は、通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動においてどのような工夫を講じたか、記載してください。また、これらの教育活動の効果についても記載してください。

授業は4月の授業開始時から全面的にオンライン授業とし、年間を通じて教育活動を停止することなく継続できた。オンライン授業実施にあたっては、利用するツール(web会議システム、学修視線システム)の利用説明会を授業開始前に述べ10回開催し、すべての教員が円滑にオンライン授業を実施できるように備えた。また前期授業開始から2週間経過した時点で、全教員・学生に対し「授業実施状況調査(授業開始編)」を実施し、これを踏まえたFD勉強会「遠隔授業の特徴を活かした授業運営とは～これまでの振り返りとコロナ後の活用に向けて～」によって、オンライン授業のメリット・デメリットや効果的な取り組み事例の共有を行った。さらに前期授業終了後には「2020年度前期遠隔授業に関する調査(授業終了編)」を実施し、次年度カリキュラムにおいて取り組むべき課題や後期のオンライン授業に向けたフィードバックをおこなった。この結果、学期末の授業アンケートの、高い授業満足度(80以上)と授業外学習時間の伸びという成果を得た。

2020年度自己点検・評価シート
(大学全体 共通科目含む)

基準4(大学全体(CLA含む))

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し公表しているか。	A	<p><学士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。</p> <p><修士課程・博士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。</p>			<p>学位授与方針を公表しているウェブサイト</p> <p>・大学公式サイト 【大学全体】 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</p> <p>【文学部英語英米文学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/english-literature/</p> <p>【文学部日本語日本文学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/japanese-literature/</p> <p>【文学部コミュニケーション学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/communication/</p> <p>【国際交流学部国際交流学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/international-exchange/course/</p> <p>【音楽学部音楽芸術学科】 https://www.ferris.ac.jp/departments/music/musical-art/</p> <p>【人文科学研究科英語英米文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/english-literature.html</p> <p>【人文科学研究科日本語日本文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/japanese-literature.html</p> <p>【人文科学研究科コミュニケーション学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/communication.html</p> <p>【国際交流研究科国際交流専攻 博士前期課程・博士後期課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/international-course/course.html</p> <p>【音楽研究科 修士課程】 https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/music/</p>	<p>カリキュラム・ポリシーが分かる資料 ・学生要覧</p> <p>カリキュラム・ポリシーが分かる資料 ・大学院要覧</p>

402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。(授与する学位ごと) ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A <学士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。 <修士課程・博士課程> 学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。			教育課程の編成・実施方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ	カリキュラム・ポリシーが分かる資料 ・学生要覧
402	(つづき)	A	(2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な連関性があるか。	A カリキュラム・マップ及びシラバスにおける各科目の到達目標という形で連関性を持たせている。				カリキュラム・マップが分かる資料 ・学生要覧 シラバスがわかる資料 ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】【学専】) ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】) ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】) ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり (2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	A カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。 学士課程においては各学科で導入教育科目(文学部各学科:「R&R(入門ゼミ)」、国際交流学科:「導入演習」、音楽芸術学科:「基礎演習」)を設け初年次教育、高大接続を行っている。 修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク(研究科目)とリサーチワーク(演習科目)を設け、両科目の修得を課している。			履修要項やシラバスなど、教育課程の内容が分かる資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ・カリキュラムマップ (CLA、英語科目、初習外国語科目、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科、国際交流学科、音楽芸術学科、演奏学科、教職課程、日本語教員養成講座) 参考 教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。	科目の改廃がわかる資料 ・大学教務委員会資料 ・開講科目表 参考 当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。 他学科学生履修可能とわかる資料 ・開講科目表

404	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>A</p> <p>(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な履修指導の実施 <p><修士課程・博士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 	<p>A</p> <p>1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。</p> <p>授業及び授業外に必要な学生の学修を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。</p> <p>シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2020年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」2020年2月17日発信】</p> <p><学士課程></p> <p>演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者数制限、履修者選抜といった手段で適切な履修者数としている。</p> <p>講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。</p> <p><修士課程・博士課程></p> <p>大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。</p>			<p>授業期間、単位計算及び履修登録単位数の上限を定めた学則等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 <p>履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・シラバス執筆要領 ・開講科目表 <p><修士課程、博士課程></p> <p>研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 <p>参考</p> <p>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果 	<p>CAP制度がわかる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧
-----	---	---	--	--	--	---	--

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	<p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 	<p>A</p> <p>編入学者の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。</p> <p>編入学者以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。</p> <p>成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。</p> <p>学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S,A評価の上限を50%までとしている</p> <p>卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。</p>			<p>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員ハンドブック <p>< 修士課程、博士課程 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査基準を示す資料 ・大学院要覧 	<p>編入学者の既修得単位の条件、認定可能な単位数、成績評価基準がわかる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・学生要覧 <p>具体的成績評価がわかる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学士課程において成績評価のガイドラインがわかる資料 ・学生要覧
		A	<p>(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 	<p>A</p> <p>各研究科各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。</p> <p>学位審査は各研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。</p> <p>特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。</p> <p>学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。</p>				

406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p> <p>(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。 学習成果の測定方法例 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	<p>A</p> <p>学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。</p> <p>修士課程・博士課程においては学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。</p>			<p>参考</p> <p>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</p> <p>・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果</p>	
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用<2020年3月追加項目></p> <p>(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。</p>	<p>A</p> <p>教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2021年度第2回全学教養教育機構(CLA)会議(2021年5月25日~27日持ち回り開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p> <p>特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3,4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。</p> <p>特に英語科目においてはプレースメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。</p> <p>学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。</p>			<p>参考</p> <p>学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</p> <p>・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート</p>	<p>特定科目の修得状況、GPA等の学修成果がわかる資料 ・各学科ゼミ募集資料 ・プレースメント・テストの結果がわかる資料 ・英語教育運営委員会資料 ・学修行動調査の結果がわかる資料 ・大学FD委員会資料 ・各学部教務委員会資料 ・各科目運営委員会資料</p> <p>授業アンケートの結果、授業改善計画がわかる資料 ・大学FD委員会資料</p>
			<p>(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。</p>				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・各学部・研究科等は、通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動においてどのような工夫を講じたか、記載してください。また、これらの教育活動の効果についても記載してください。

授業は4月の授業開始時から全面的にオンライン授業とし、年間を通じて教育活動を停止することなく継続できた。オンライン授業実施にあたっては、利用するツール(web会議システム、学修支援システム)の利用説明会を授業開始前日のべ10回開催し、すべての教員が円滑にオンライン授業を実施できるように備えた。

また前期授業開始から2週間経過した時点で、全教員・学生に対し「授業実施状況調査(授業開始編)」を実施し、これを踏まえたFD勉強会「遠隔授業の特徴を活かした授業運営とは~これまでの振り返りとコロナ後の活用に向けて~」によって、オンライン授業のメリット・デメリットや効果的な取り組み事例の共有を行った。

さらに前期授業終了後には「2020年度前期遠隔授業に関する調査(授業終了編)」を実施し、次年度カリキュラムにおいて取り組むべき課題や後期のオンライン授業に向けたフィードバックをおこなった。

この結果、学期末の授業アンケートの、高い授業満足度(80以上)と授業外学習時間の伸びという成果を得た。

2020年度自己点検・評価シート (入試課)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	各学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ■入学試験要項* ・学生募集要項 (一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試) ■学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト ※「学位授与方針」と同じページ 	<ul style="list-style-type: none"> ■入試ガイド ■大学院パンフレット
			(2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。 ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	A	各学科の学生の受け入れ方針においては、本学が受験生に対して入学前に求める水準や意欲・学生像について記し、学士課程においては各入学試験で評価・確認する点を明記している。また、上記については、受験生が理解しやすいよう平易に表現した入試ガイドを発行したり、各種入試広報媒体に本学公式サイトURLを公表するなど、より情報にアクセスしやすい状況に配慮している。				
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	A	(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。			<ul style="list-style-type: none"> ■入学試験要項* ・学生募集要項 (一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試) ■入試委員会等の規程など、入学者選抜の実施体制を示す資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 	
			(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。<2020年3月追加項目>	A	本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。				
			(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	入学者選抜については、学長の責任のもと、各学部・研究科で審議の上、決定している。				
			(4) 公正な入学者選抜を実施しているか。	A	入学者選抜は、文部科学省が通知する大学入学者選抜実施要項及び大学院入学者選抜実施要項に沿って適切に行い、上記の運営体制にて公正に実施している。				
			(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。				

503	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	B (1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した 在籍学生数を適切に管理しているか。 <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 <学士課程> ・編入学定員に対する編入学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 <修士・博士・専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率	B 学士課程における在籍学生数比率及び入学者数比率に関しては、教務部門と各学科・学年の現状数値の共有を図って管理しており、適正な数値に収まっている。 編入学生数比率は1を下回っており、2020年度は志願者数においても入学定員を下回っているが、コロナ禍の影響があったため例年との比較は難しい状況である。 博士課程・修士課程においてはいずれの専攻も収容定員を満たしていないが、パンフレットの作成や進学説明会の開催などの広報活動を行って対策を講じている。			■大学基礎データ(表2、表3) ・大学基礎データ(表2)「学生」 ・大学基礎データ(表3)「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」	
504	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A (1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を行っているか。 (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A 学生の受け入れの適切性について、2020年度第1回入試MM委員会(2020年4月15日開催)において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。 また、2020年度自己点検・評価については、2021年度第2回入試MM委員会(2021年5月19日開催)において審議し、承認されている。 A 入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。また、教務部門と協力し、入試種別ごとに入学した学生の経過を分析し、改善事項の有無を検討している。			《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・大学入試委員会記録または入試MM委員会記録 ・自己点検・評価シート	■教務部門との会議記録

COVID-19への対応・対策に関わる事項

・入試において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

- ・オンライン個別相談の常時実施
- ・Webオープンキャンパスサイトの構築、運営
- ・Liveオープンキャンパスの実施
- ・総合型選抜において、事前課題とプレゼンテーション動画のオンライン提出及びオンライン面接(日本語日本文学科のみ)実施
- ・学校推薦型選抜において、オンライン面接の実施
- ・入試実施日2週間前から関係教職員の健康チェックの実施
- ・入試実施日におけるアルコール消毒液の設置等感染症対策の実施

2020年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組みなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	B	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	B	教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な展望に立って、教員の年齢構成・男女比率に配慮すると同時に、建学の精神及び教育理念の実現にふさわしい組織を目指す」こと、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」	
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。	B	「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、各学部・研究科においてもその方針に沿った教員採用を行っているが、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針は定めていない。				

602	<p>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</p>	B	<p>(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。</p>	<p>A</p> <p>学部においては、3学部各学科ともに設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。 大学全体の収容定員に応じた教員数についても基準数を満たしている。 研究科については、人文科学研究科博士前期課程及び後期課程、国際交流研究科博士前期課程及び後期課程、音楽研究科では修士課程において、設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。</p>		<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 国際交流研究科では、博士後期課程において、設置基準上必要教員数の充足に向け改善が必要である。研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿った、適切な教員組織となるよう当該研究科を中心に検討し、改善していく。</p> <p>(上記課題への対応状況) 国際交流研究科の目的や現行カリキュラムをもとに主任等会議を中心に見直しを行い、基準数の考え方について次のとおり変更することが2020年度第8回国際交流研究科委員会(2020年12月2日開催)、2020年度第9回大学院委員会(2021年1月13日開催)において承認された。 博士前期課程、後期課程ともに基準数を9名(研究指導教員6名〔うち教授数6名〕、研究指導補助教員3名)とする。各研究群にそれぞれ3名(うち研究指導教員2名)は配置した。</p> <p>これにより、博士後期課程の教員数は設置基準上必要教員数を満たすこととなり、適切な教員組織に改善された。</p>	<p>大学基礎データ(表4、表5) ・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」 ・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」</p>	
		B	<p>(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性<2020年3月追加項目> ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置<2020年3月追加項目> ・教員の授業担当負担への適切な配慮</p>	<p>B</p> <p>授業科目の担当教員の配置については、大学教務委員会、各学部教授会、大学評議会にて毎年度、専兼比率を確認の上、必修科目については主に専任教員が担当するよう留意している。また、本学が教育目標を達成するために特に必要な科目及び分野を担当する教員として、特任教員、契約教員、嘱託教員などの任期付専任教員、客員教員の各制度を設けている。</p> <p>授業科目における専任教員の比率は、大学基礎データ表4のとおり。 大学院担当教員に関しては内規を定め、資格及び審査手順を明確にしている。 専任教員の担当授業時間やコマ数については「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」「専任教員服務規程」に定められている。また、任期付専任教員等の基準コマ数は個別の契約や別の規程で対応している。一方、役職に就いている教員の負担に対する措置も「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」に定められており、適正な配慮がなされている。</p>			<p>参考 適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。</p>	
602	(つづき)		<p>(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。</p>	<p>A</p> <p>学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構を設置している。全学教養教育機構長は副学長(全学教育担当)が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、各学部にも所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実化を図っている。</p>				

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	<p>(1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。</p>	<p>A</p> <p>本学では、教員の任用形態及び資格について「大学教員区分及び資格基準」に定めている。 採用・昇任及びその手続について、専任教員は「大学専任教員任用規程」及び各学部の「専任教員の任用に関する内規」に規定、明記している。また、期間を定めて嘱託として任用する教員については、「大学特任教授規程」「大学任期付専任教員任用規程」「大学任期付専任教員任用規程施行細則」「外国語契約教員任用規程」「語学教育担当嘱託教員任用規程」「留学生担当嘱託教員任用規程」「音楽学部嘱託教員任用規程」「情報センター担当嘱託教員任用規程」「客員教員規程」を整備し、任用手続等について定めている。非常勤教員については、「非常勤教員任用規程」において任用手続等について定めている。 大学院担当教員については、「大学院担当教員に関する内規」に基づき、各学部で採用・昇任した教員が、大学院における授業科目担当・研究指導教員としての審査を経て兼担で教育・研究にあたっている。なお、大学院担当教員の資格の基準については、各研究科においてガイドラインとして整備し運用している。</p>			<p>教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・各学部専任教員任用に関する内規 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・大学情報センター担当嘱託教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規 ・各研究科教員資格ガイドライン ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン 	
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	<p>(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に実施しているか。</p> <p>(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。</p>	<p>A</p> <p>募集については、公募制をとっており、公募要項には、求める教員の資格等について明記している。公募は、大学公式サイトのほか、各関係機関に対し求人依頼するなど、広く公募し、厳正な審査を行っている。 採用に関しては、「大学専任教員任用規程」第7条に「採用手順及び手続」が、昇任については、「大学専任教員任用規程」第8条に「昇任手順及び手続」が定められている。 採用・昇任に際しては、各学部教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会又は審査委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考又は審査を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している。</p> <p>教員の研究活動、教育活動、社会活動については、教員の任用及び昇任の際に評価の対象とし、その結果を重要な資料として活用している。任用及び昇任の審査に関しては、「大学専任教員任用規程」、各学部の「専任教員の任用に関する内規」「教育活動業績評価ガイドライン」及び各研究科の授業担当及び研究指導の「教員資格審査ガイドライン」においてその審査基準や手順を規定し、明確にしている。 社会活動に関しては、「専攻分野について優れた知識及び経験を有すると認められる者」として任用する場合に、教員となるにふさわしい社会における活動の実績も十分考慮することを各学部とも任用基準として内規で定めている。</p>			<p>大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト「FD活動報告」 <p>大学案内 > 大学の取り組み > 大学教育改革への取り組み > FD活動 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html</p>	

605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	学部・研究科、全学教養教育機構において、「点検・評価シート(大学基準6)」の項目に沿って教員組織の適切性について点検・評価を行っている。さらに、2021年度第1回自己点検・評価委員会(2021年6月23日開催)において、学部・研究科、全学教養教育機構等の「点検・評価シート(大学基準6)」をもとに、教員・教員組織の適切性に関する全学的な点検・評価を実施した。			<p>参考</p> <p>教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学部主任等会議記録 ・国際交流学部主任等会議記録 ・音楽学部主任等会議記録 ・学部長会議記録 ・自己点検・評価シート 	
605	(つづき)		(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けて取り組んでいるか。	B	学部・研究科、全学教養教育機構等から提出された点検・評価シートをとおして、さらなる改善を必要とする課題について確認した。		<p>【2019年度自己点検・評価における課題】</p> <p>【3学部・3研究科共通】 「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、各学部・研究科においてもその方針に沿った教員採用を行っているが、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針は定めていない点が課題である。</p> <p>(上記課題への対応状況) 全学内部質保証推進委員会において、第3期認証評価に向けた各種方針の見直し作業を行う予定となっており、その作業と並行して研究科における教員組織の編制方針を定めることとしている。2021年度中を目途に設定する。</p> <p>【国際交流研究科】 博士後期課程において、設置基準上必要教員数の充足に向け改善が必要である。基準人数についても再度確認する。</p> <p>(上記課題への対応状況) 国際交流研究科の目的や現行カリキュラムをもとに主任等会議を中心に見直しを行い、基準数の考え方について変更することが承認された。これにより、博士後期課程の教員数は設置基準上必要教員数を満たすこととなり、適切な教員組織に改善された。</p> <p>【研究科】 大学院におけるFD活動(修士課程・博士課程全体又は各研究科での活動)について、引き続き検討の上、取り組んでいく。</p> <p>(上記課題への対応) 大学院各研究科では、今後の本学大学院のあり方を考えるとともに、各研究科の設置申請書類等を参考に、各専攻の人材養成目的(前期課程、後期課程)を設定すること、大学院の「三つの方針」のさらなる見直しを検討することとしている。これらの取組を、大学院FD活動として実施する可能性についても検討することとしたが、2020年度は具体的な取組は行わなかった。</p>		

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・教員組織の編制やFD等において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート
(全学教養教育機構)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組みなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。		(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」	
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。						
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。					大学基礎データ(表4、表5) ・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」 ・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」	
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性<2020年3月追加項目> ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置<2020年3月追加項目> ・教員の授業担当負担への適切な配慮					参考 適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。	
			(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。	A	学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構(CLA)を設置している。 全学教養教育機構長は全学教育担当副学長が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、各学部にも所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実を図っている。				教員組織の編制に関する会議規程 ・全学教養教育機構(CLA)会議規程 ・全学教養教育機構(CLA)運営会議規程 ・CLAコア科目運営委員会規程

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A 全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に関する基準及び手続については、次の規程を整備し定めている。 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・大学情報センター担当嘱託教員任用規程 ・非常勤教員任用規程 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン			教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・各学部専任教員任用に関する内規 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・大学情報センター担当嘱託教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規 ・各研究科教員資格ガイドライン ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン	
603	(つづき)		(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A 全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に際しては、教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議で審議の上、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している。	前年度の点検・評価の結果を踏まえ、年度の早い段階から欠員補充のための選考・採用を行い、公募段階で条件面をこれまでより明確にして提示した。また、2021年度からの語学カリキュラム実施も併い、語学教育担当嘱託教員の役割を見直し、処遇改善を行うため、「語学教育担当嘱託教員任用規程」を改正した。公募により予定していた2020年度後期1名、2021年度前期1名の教員を採用できた。	【2019年度自己点検・評価における課題】 公募により計画的に選考・採用を行ったものの、採用辞退により、当初予定していた数の教員を確保することができなかった。 対応状況は「特に効果が上がっている点」に記載。		・公募要項
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。		(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に実施しているか。	A 全学委員会である「大学FD委員会」、各学部設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。			大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料 ・大学FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト「FD活動報告」 大学案内 > 大学の取り組み > 大学教育改革への取り組み > FD活動 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html	
			(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。	A 外国語契約教員については、研究業績、教育活動業績を昇任審査時の基準として活用している。 ・大学外国語契約教員任用規程 ・各学部専任教員の任用に関する内規 ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン				
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A 全学教養教育機構における教員組織の適切性について、2021年度第2回全学教養教育機構(CLA)会議(2021年5月25日～27日持ち回り開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準6)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B 点検・評価の結果を踏まえ、適切な教員組織編制の観点から、有為な人材を確保できるよう、採用スケジュールを見直し、公募段階での条件提示の明確化、処遇改善に向けた規程整備等の取り組みを行った。今後も引き続き具体的な課題の見直しを行っていく。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・教員組織の編制やFD等において、COVID-19 への対応・対策を 行っている場合は、その内容を記載してください。

【FD活動について】

授業と同様にFD活動も全面的にオンラインで実施した。
オンライン実施により参加が容易になり、参加者数増という成果があった。

2020年度自己点検・評価シート
(教務課 FD活動)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組みなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。		(1)下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」	
			(2)各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。						
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。		(1)大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。					大学基礎データ(表4、表5) ・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」 ・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」	
			(2)適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性<2020年3月追加項目> ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置<2020年3月追加項目> ・教員の授業担当負担への適切な配慮					参考 適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。	
			(3)学士課程における教養教育の運営体制は適切か。						

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。		(1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。				教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・各学部専任教員任用に関する内規 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生教育担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・大学情報センター担当嘱託教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規 ・各研究科教員資格ガイドライン ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。				
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に実施しているか。	A	(教務課) 全学委員会である「大学FD委員会」、各学部設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。【大学FD委員会規程、文学部・人文科学研究科FD委員会規程、国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程、音楽学部・音楽科学研究科FD委員会規程】		大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料 ・大学FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト「FD活動報告」 大学案内 > 大学の取り組み > 大学教育改革への取り組み > FD活動 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html
			(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。				
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	FD活動の適切性について、2021年度第7回大学教務委員会(2021年5月26日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準6)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。		参考 教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ・文学部主任等会議記録 ・国際交流学部主任等会議記録 ・音楽学部主任等会議記録 ・学部長会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B			

COVID-19への対応・対策に関わる事項【任意】

・教員組織の編制やFD等において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

授業と同様にFD活動も全面的にオンラインで実施した。オンライン実施により参加が容易になり、参加者数増という成果があった。

2020年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
701	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
702	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1)学生支援体制を適切に整備しているか。	A	・事務各課での支援に加えて、学生支援センター(保健室、学生相談室、バリアフリー推進室)及び各種会議体(学生委員会、学生支援センター運営委員会、障がい学生支援委員会、障がい学生支援連絡会、総合支援連絡会)を設置し、学生個々の状況に対応した支援ができる体制を整備している。	・障がい学生支援については、学生支援センター及び各種連絡会を通して、部署横断的な課題についても迅速に対応できている。	支援を受けた障がい学生が、その支援内容に不服があった場合の申出窓口を設置する。		
			(2)学生の修学に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の能力に応じた補習、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供<2020年3月追加項目>	A	・正課外教育では、新入生へのサポートを担う上級生リーダーの取組を実施し、学生の多様な能力を引き出す支援を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学生の安全確保のためにほとんどの準備活動がオンラインでの実施となった。また、フェリスチャレンジ制度に伴う活動は実施困難と判断して中止とした。 ・障がい学生支援では、学生支援センターと学内各部署で連携し、個々の学生の障がい状況や要望に応じた支援を実施した。 ・学生への経済的支援については、公的制度や学外奨学金への案内対応のほか、目的別の奨学金を通じて支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済的に困窮している学生に対しては短期奨学金制度を創設して支援した。	・2019年度から受付が始まった修学支援新制度については、学生への周知から申請・選考・推薦等の諸手続について支障なく実施した。 ・2020年度に新設した短期奨学金制度は、のべ33名の利用があるなど利用率が高く、経済的困窮者の救済に寄与できた。		ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料 【修学支援(学生課関係)】 ・バリアフリー推進室リーフレット ・サポートガイド&バリアフリーマップ ・2020年度<学部生対象>/<大学院生対象>奨学金案内 大学基礎データ(表7) ・大学基礎データ(表7)「奨学金給付・貸与状況」 参考 学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。	
			(3)学生の生活に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮	A	・学生相談室を設置し、臨床心理士の資格をもつカウンセラーが学生からの相談に応じる体制を整備している。 ・ハラスメントへの対応については、学外相談員・学生相談室による相談窓口を設けると共に、「ハラスメント防止委員会」を設置して防止に向けた啓発やハラスメント発生時の対応を行う体制を整備している。 ・学生の安全・衛生への配慮については、保健室を中心に実施している。保健師による日常的な支援のほか、校医による健康相談(内科・婦人科・精神科・心療内科)、健康セミナーを実施し、学生の心身の健康に配慮した支援を行っている。	・学生支援センターでは、学生課を含めた定期ミーティングでの情報共有を行い、支援を必要とする学生について、各室それぞれの視点から検討し、連携して対応することができている。 ・ハラスメント防止については、相談体制の整備と共に、対象となる教員・事務職員・学生それぞれに向けた研修を毎年実施している。また、図書館との共催で女性の人権にかかわる図書展示を行うなど、多様な視点から理解を深める取組を実施した。		ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料 【生活支援】 ・Schedule&Diary Handbook ・STOP HARASSMENT 学生編 ・<学部生対象>/<大学院生対象>奨学金案内 ・ハラスメントパンフレット学外編 参考 学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。	
			(4)学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施						

			(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。	A	・全公認団体を対象とするワークショップとカンファレンスを2回(9月・2月)実施し、運営支援とハラスメント防止指導等を実施している。				
			(6) その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。	A	・学内に学生が無記名で大学への要望等を申し出ることができるオピニオンボックスを設置している。 ・学内ポータルシステムのQ&A機能を通じて、随時、学生生活等の不明点や要望等を大学に申し出ることができる形としている。				
			(7) 適切な危機管理対策を実施しているか。	A	・活動中の事故については、保険適用等の事務的対応と共に、学生から発生時の状況等を詳しく確認するなどの対応を通じて、都度再発防止に取り組んでいる。 ・感染症対応版の危機管理室・緊急対策本部構成図を作成し、教職員向けにSD研修会「感染症-新型コロナウイルスへの危機管理-事故対策との違いを知る」を実施した。				
703	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学生支援の適切性について、2021年度第3回学生委員会(2021年5月19日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準7)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				参考 学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【必須】

・学生支援(修学支援、生活支援、進路支援等)において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

- ・公認団体などの課外活動について、対面での活動を禁止し、オンラインでの活動を要請した。
- ・大学祭、フェリスチャレンジ制度は、新型コロナウイルスの感染リスクを排除できないため中止した。
- ・上級生リーダーの活動は、リハーサルを除きオンラインで実施した。
- ・外出、会食、飲み会などへの参加を控え、マスクをし、密を避け、適切な手洗い、除菌、換気をするよう頻りにFerrisPassportなどで発信した。

2020年度自己点検・評価シート
(教務課 修学支援)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
701	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
702	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1)学生支援体制を適切に整備しているか。						
			(2)学生の修学に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の能力に応じた補習、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供<2020年3月追加項目>	A	(教務課) 言語センターでは語学カフェ、語学カウンセリングを実施し、学生の語学学習を支援している。 障がいのある学生については授業履修における必要な支援を学生状況連絡票に明文化することにより、個別支援を行っている。 学期ごとに修得単位数とGPAが一定基準を下回った学生を特別指導対象として、アカデミック・アドバイザーが定期的に面談を行い、履修、学修指導を実施している。 特別指導対象となる状態が続いた場合には、さらに修学指導対象として教務部長、教務課職員による定期的な面談、履修指導を実施している。 退学希望者は学科主任との面談を必須とし、退学理由、学生の経済的・身体的状況把握を行い、必要な場合には学生支援センターによる支援へのつなぎを行っている。 留年者はアカデミック・アドバイザーとの面談により卒業に向けた履修指導を受け、必要・希望する場合には9月卒業の対応をとる。 【学生要覧、休学・退学手続き案内書類、言語センター運営委員会資料】			ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料 【修学支援(教務課関係)】 ・学生要覧 大学基礎データ(表6) ・大学基礎データ(表6)「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 参考 学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。	
			(3)学生の生活に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮					ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料 【生活支援】 ・Schedule&Diary Handbook ・STOP HARASSMENT 学生編 ・<学部生対象><大学院生対象>奨学金案内 ・ハラスメントパンフレット学外編(2015年度受審時資料) 参考 学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。	

			(4) 学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施					キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料	
			(5) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施しているか。						
			(6) その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。	A	(教務課) CLAコア科目では学生提案科目を設置し、毎年度学生の要望に応じた科目を開講している。【学生要覧、CLAコア科目運営委員会資料】				
			(7) 適切な危機管理対策を実施しているか。						
703	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	B	(教務課) 学生支援の適切性について2021年度第7回大学教務委員会（2021年5月26日開催）において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート（大学基準7）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			参考 学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	(教務課) (1)の点検・評価に基づき、次年度、次学期プログラムの改善、学生要覧等の記載事項の改善に取り組んだ。【大学教務委員会資料、学生要覧】				

COVID-19への対応・対策に関わる事項【必須】

・学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）におけるCOVID-19 への対応・対策について記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」 ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)	

<p>802</p>	<p>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。</p>	<p>A</p> <p>(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術（ＩＣＴ）等機器・備品等の整備 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p>	<p>A</p> <p>本学は、緑園キャンパスと山手キャンパスの2校地を有している。学生の学習や課外活動、教員の教育研究活動等に必要な施設・設備等の状況は大学基礎データ表1のとおりである。校地面積、校舎面積は、大学設置基準の規定を満たしており、また、教員研究室（各学部共同研究室、講師控室）、教室等施設、図書館・図書資料等は、本学における教育研究活動や収容定員を踏まえた環境として整備している。教室に関しては、近年は、アクティブラーニングに対応した可動式の机椅子を配置するなど、授業方法の多様化に対応した設備の整備に努めている。</p> <p>各キャンパスの施設・設備等の維持管理は建築、機械、電気、防災設備等の各種保守、修繕を行っている。また定められた法定点検を実施し、不良箇所がある場合には速やかに改修している。</p> <p>また、学生にとって快適な学習環境を整備できるよう、毎年、卒業年次生を対象に実施する「学生満足度調査」において、施設・設備への満足度を確認している。2018年度卒業年次生を対象に実施した調査では、学生が日常的に利用する教室、図書館、PC教室、トイレについて、約80%の学生が満足（「大変満足している」「おおむね満足している」の合算値）と回答した。</p> <p>学生教職員の安全確保のため、両キャンパスとも正門受付に警備員を配備し、警備員が常駐していない門については、電磁錠で常時施錠し、関係者は暗証番号で解錠するシステムとしている。このほか、定期巡回、防犯カメラによる監視等により安心・安全なキャンパス環境の形成に努めている。</p> <p>キャンパス内のバリアフリー対応の状況は、バリアフリー推進室の学生スタッフを中心となって調査し制作した「バリアフリーマップ」にまとめられている。キャンパス内を調査する過程で明らかになった施設の課題については、対策規模や優先順位を見極め、毎年の事業計画に盛り込み改善を図るほか、学生スタッフや施設担当職員等の手で改良に取り組むこともある。</p> <p>学生の自主的な学習を促進するための環境として、外国語学習について総合的に支援する言語センターを設置している。履修相談や授業外での学習に関する相談対応、自習教材、e-learningシステムの提供、語学検定試験受付等の支援を行っている。 さらに、外国語学習に限らず学生の主体的な学びを促進する環境の整備として、2020年4月、図書館の一角にラーニングcommonsを開設した。</p>			<p>大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）「組織・設備等」</p> <p>参考 施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>参考 教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・ラーニングcommons設置準備WG資料？</p>	
		<p>(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。</p>					

803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。		<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備 				<p>分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学附属図書館利用案内 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・ 図書館利用状況・職員の配置・開館時間等/図書・資料の所蔵数、図書受入状況/述べ面積・学生閲覧室・情報検索設備等 ・ 大学附属図書館契約データベース一覧 ・ 加盟図書館協議会等リスト(赤字は2015年度受審時の資料) 	
			<p>(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。</p>					
804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	A	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・ 研究費の適切な支給 ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制 	A	<p>本学における学術研究の信頼性及び公正性の確保、研究活動の円滑な遂行を図るための行動指針として「フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範」を定め、学内に周知している。</p> <p>研究室は、3学部とも専任教員に対して、基本的に個人単位の研究室を整備している。</p> <p>研究費については、教員には個人研究費、共同研究費及び特別研修員の交通費・滞在費の一部補助等の各制度を設け、それぞれ規程及び内規の定めに従って支給している。</p> <p>研究時間の確保については、担当コマの負担の平準化がなされるよう、規程により定めている。</p> <p>研究専念期間として、「特別研究制度」を設け、1年または1学期間、在外研究・国内における研究に従事することのできる機会を提供している。</p> <p>教育研究の活性化を支援する体制として、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を設け、それぞれ「ティーチング・アシスタントに関する内規」「スチューデント・アシスタントに関する内規」「スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」に従って活用している。TA、SAの募集、採用に関する支援は総務課と教務課が担っており、採用された大学院生、学生への採用時の業務説明を行っている。また、TA、SAの教育サポートスタッフとしての資質の向上を図るための研修の一環として月間業務報告書の提出により振り返りを行い、担当教員と連携を図りながら実施している。2020年度は、TA採用者に対して「ティーチングアシスタント研修」を実施し、TA経験者や専任教員によるガイダンスの機会を設けた。</p>		<p>大学基礎データ(表8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・ 個人研究費規程 ・ 共同研究に関する内規 ・ 大学教員特別研究制度に関する規程 ・ 大学教員特別研修制度に関する規程施行細則 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・ ティーチング・アシスタントに関する内規 ・ スチューデント・アシスタントに関する内規 ・ スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン ・ 大学副手に関する内規 	

805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	B	<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等) <2020年3月追加項目> ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備 	B	<p>「大学における研究活動に係る行動規範」「大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を整備し、必要に応じて改正している。研究倫理を遵守した研究活動を推進するための取組として、教員にはコンプライアンス教育としてのAPRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)を、大学院生には研究倫理教育としての日本学術振興会 eラーニング [eL CoRE] を導入し、受講を義務付けている。研究倫理に関する学内審査機関は未整備であるが、研究倫理教育責任者及び相談窓口に関する規程を改正し、管理・監査のガイドラインをより明確なものとした。</p>		<p>研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・ 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・ 公的研究費不正防止計画 <p>参考 コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	B	<p>教育研究等環境の適切性について、附属図書館、教務課、学生課それぞれ所管の委員会で「2020年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行ったことを確認した。それらを踏まえ、大学全体における教育研究等環境の適切性について、学長・事務部長で点検・評価を行った。</p> <p>中長期計画に基づく安全で快適な学修環境の整備と、教育研究等環境の充実・支援体制の整備を継続的に行いながら、点検・評価において確認された事項及び喫緊の課題に対し必要な改善に取り組んでいる。</p>		<p>参考 施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○委員会記録(施設、研究支援) ・ 障がい学生支援連絡会記録 ・ 図書館運営委員会記録 ・ 情報センター運営委員会記録 ・ 自己点検・評価シート 	

COVID-19への対応・対策に関わる事項

・ 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

【施設・設備】
 感染防止対策ポスター、全学生・教職員向け「キャンパス内での過ごし方(コロナ禍でのキャンパス利用、感染防止対策マニュアル)」を保健室と総務課が連携して制作・周知
 音楽学部において、感染防止ガイドラインを教職員含む関係者で策定するとともに、ジャンル・授業形態にあった飛沫防止パーテーション制作等感染防止対策を講じ、後期からの対面授業実施を可能にした。
 学内各所にサーマルカメラ(非接触型体温計)、手指消毒液を設置。室内換気向上のための網戸設置。
 接触感染リスク軽減のため、飲食等の利用が多い共用スペースを中心に抗菌施工を行ったほか、洗面台の自動水栓化、バリアフリー対応も踏まえた自動ドア設置工事も実施。

【教育研究】
 研究出張が困難な状況下において、使途予定外の支出(教育的利用のみに供されるものへの執行を含む)を特例的に認めるとともに、研究活動継続の観点から研究費で購入する物品等の納入先を一時的に学外(自宅等)とすることも認めた。また、研究費関連の稟申について電子決裁を本格導入した。

2020年度自己点検・評価シート
(教務課 教具整備、TA・SA)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</p>			<p>教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」 ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	<p>(1)下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p>	A	<p>(教務課) 教具更新計画(7年更新)に基づき、教室教具の計画的な整備を行った。予算制約により5年更新から7年更新に変更したことの最初の完成年度を迎えたが、想定以上に不具合が発生した。</p>			<p>大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>参考 施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>参考 教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・ラーニングcommons設置準備WG資料?</p>	
			(2)教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。						

803	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p>		<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 </p>				<p>図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学附属図書館利用案内 <p>参考 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館利用状況・職員の配置・開館時間等 / 図書・資料の所蔵数、図書受入状況 / 述べ面積・学生閲覧室・情報検索設備等 ・ 大学附属図書館契約データベース一覧 ・ 加盟図書館協議会等リスト (赤字は2015年度受審時の資料) </p> </p>	
			<p>(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。</p>					
804	<p>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p>	B	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・ 研究費の適切な支給 ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制 </p>	B	<p>【教務課】 ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を設けて活用している。 【ティーチング・アシスタントに関する内規、スチューデント・アシスタントに関する内規、大学教務委員会資料、研究科委員会資料】</p>		<p>大学基礎データ(表8) ・ 大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」</p> <p>参考 教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人研究費規程 ・ 共同研究に関する内規 ・ 大学教員特別研究制度に関する規程 ・ 大学教員特別研修制度に関する規程施行細則 <p>参考 教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ティーチング・アシスタントに関する内規 ・ スチューデント・アシスタントに関する内規 ・ スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン ・ 大学副手に関する内規 </p> </p>	

805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等) <2020年3月追加項目> ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備 					<p>研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・ 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・ 公的研究費不正防止計画 <p>参考 コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	B	<p>教育環境の適切性について、2021年度第7回大学教務委員会(2021年5月26日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>参考 施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○委員会記録(施設、研究支援) ・ 障がい学生支援連絡会記録 ・ 図書館運営委員会記録 ・ 情報センター運営委員会記録 ・ 自己点検・評価シート 	

COVID-19への対応・対策に関わる事項

・ 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

2020年度自己点検・評価シート
(学生課 バリアフリーへの対応)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分にを行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」 ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	(1)下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 (2)教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。	A	(学生課) ・バリアフリー推進室でキャンパスのバリアフリーマップを作成している。バリアフリーへの対応状況を整理しつつ、改善が必要な個所の確認も行き、改修計画立案の基礎資料としている。 ・障がい有する学生との面談及び現場確認を行い、車椅子での通行が困難なドアの自動ドア化、危険個所の確認に基づく注意掲示の掲出など、個々の利用者状況と要望に基づき環境整備を実施した。	・障がい学生との定期的な面談を通じて、丁寧に要望を把握し、必要により迅速に対応ができていたため、ケガ等の発生なく、安全に利用ができていた。	【2019年度自己点検・評価における課題】 一部施設に躯体の構造上対応できない危険箇所があるため、中長期的な計画の中で対策を検討する必要がある。 (上記課題への対応状況) 施設設備に関わる課題のため大学全体の改修計画の中で扱うことになる。当該箇所を学生が使用する場合には、学生課・バリアフリー推進室において必要な支援を行っていく。	大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」 参考 施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 参考 教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・ラーニングcommons設置準備WG資料?	
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	B	(1)下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書利用環境(座席数、開館時間等)の整備 (2)図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。	B				図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・大学附属図書館利用案内 参考 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況・職員の配置・開館時間等/図書・資料の所蔵数、図書受入状況/述べ面積・学生閲覧室・情報検索設備等 ・大学附属図書館契約データベース一覧 ・加盟図書館協議会等リスト (赤字は2015年度受審時の資料)	

804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。		<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制 				<p>大学基礎データ(表8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」 <p>参考</p> <p>教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・大学教員特別研究制度に関する規程 ・大学教員特別研修制度に関する規程施行細則 <p>参考</p> <p>教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ティーチング・アシスタントに関する内規 ・スチューデント・アシスタントに関する内規 ・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン ・大学副手に関する内規 	
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等) <2020年3月追加項目> ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 				<p>研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学における研究活動に係る行動規範 ・大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・公的研究費不正防止計画 <p>参考</p> <p>コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	A	<p>バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備の適切性について、2021年度第3回学生委員会(2021年5月19日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>		<p>参考</p> <p>施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇委員会記録(施設、研究支援) ・学生委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・図書館運営委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート 	
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<p>・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。</p>			

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【必須】

・学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

・授業の実施形態に応じたサポートを実施し、遠隔受講する障がい学生に対しては遠隔での授業サポートを行うなどした。

2020年度自己点検・評価シート (附属図書館)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分にすることができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明 箇条書きではなく「文章」でコメントする	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</p>			<p>■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」 ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。		<p>(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p> <p>(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。</p>					<p>■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p><<参考>> ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p><<参考>> ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・ラーニングcommons設置準備WG資料?</p>	

<p>803</p>	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備</p>	<p>A</p> <p>■図書 人権、平和教育、国際協力等、カリキュラムポリシーに基づく選書を継続。企画展示のテーマを想定し、現物、書評を確認の上、学生の視野拡張に資する書籍を厳選して収集した。資料価値が社会の動向や問題提起など文脈の中で理解されるよう関連領域、隣接分野の資料など参考情報の収集に努め、展示に活用した。学科予算による継続購入図書は前回の選定（2013年度）から7年度経過したため有用性を学科に確認し、58件中31件継続、27件中止とした。 ■逐次刊行物（雑誌） ①2019年度継続希望が0件、②2016～2019年度貸出回数が0件、③年間費用が10万円以上を基準として継続可否を確認した。 ■データベース オンライン授業への対応として契約データベースのうち新聞記事、事典類など一部については学部生が学外からもアクセス可となるよう代理店と交渉し、提供した。 学科からの要望により英文、日文、音楽芸術の新規購入、コミュニケーション学科（特定図書採択）を支援した。 契約データベースは公式サイトで公開、学内の端末からは全教員・学生、ssl-vpn接続により専任教員、大学院生は学外からも利用可能である。 ■利用環境 遠隔授業期間中も在学学生、教職員を対象に開館し、教育・研究・学修支援環境を維持した。</p>	<p>2020年4月ラーニングコモンズ開設により、十分な距離を保ちつつ個人学習に集中できる空間を提供できた。オンライン授業受講の場としても機能した。設計時に重視した可塑性、ゆとりあるスペース、グループ、ペア、個人利用いづれにも対応できる選択性の高いレイアウトにより、来館可能な利用者には快適な学修環境として受け入れられた。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 オンライン授業への対応、利用促進の面から学部生も学外から契約データベース利用可とすることが望ましい。 車椅子利用者支援は設備面では向上させることができたが、視覚障がい学生支援（個別対応）についてはバリアフリー推進室との役割分担、先行事例の研究など情報収集が必要である。 ↓ 【2020年度対応状況】 ■学部生による学外からのデータベース利用 情報システム課あて検討依頼(2020年4月8日発信)の結果、SSL-VPN接続は、同時セッション数上限(250人)を超えること等の理由により専任教員、大学院生と同等の解禁は不可となった。 ■視覚障がい学生対応 ・資料のテキストデータ化 障がい学生支援連絡会(2020年6月25日)で種類に応じて図書館、バリアフリー推進室との分担が承認された。 ・拡大読書機の更新 2021年度予算(学生課)で新規購入すること、設置場所、機種選定についてはバリアフリー推進室が担当することとした。</p>	<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 2020年度大学附属図書館利用案内 <参考> ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・ 図書館利用状況⇒2021年度第1回図書館運営委員会資料No.1-01～05（2021年4月21日） ・ 職員の配置⇒文科省「令和2年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票」 ・ 開館時間等⇒2020年度大学附属図書館利用案内 ・ 図書・資料の所蔵数、図書受入状況⇒日本図書館協会 2020年度「大学図書館調査票」 ・ 述べ面積・学生閲覧室・情報検索設備等 ・ 大学附属図書館契約データベース一覧⇒HPで公開 ・ 加盟図書館協議会等リスト⇒HPで公開 （青字は2015年度受審時の資料です。）</p>	
		<p>B</p>	<p>(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。</p>	<p>緑園本館ではパブリックサービスを業務委託している。スタッフ11名（内訳：フルタイム7、パートタイム4）のうち9名、専任3名のうち1名が有資格者、山手分室は専任2名が有資格者である。</p>	<p>調査のプロフェッショナルとして専門スタッフが配置され、学部生、留学生の学修支援、大学院生、教員を含む研究者支援を担当している。館内のオンライン授業受講者など利用者の需要の変化にも柔軟に対応している。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 専任職員の後継者育成、選書スキルの向上が必要。 ↓ 【2020年度対応状況】 人員配置によるため、所管部署のみでは解決できない。</p>		

<p>806</p>	<p>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>A</p> <p>806-資料②により、①入館者統計、②利用統計(貸出)を点検した。入館者数はCovid-19拡大の影響により前年度比大幅減となったが、貸出冊数・人数は、宅配による貸出サービス等の要因で、入館者数ほどの減少幅ではなかった。 ②宅配貸出実績は、期間：2020年5月～2021年3月、発送：42回、延べ379名、1,540冊、学科では英語英文学科が最多。 ③予約制入館状況(緑園)は、実施期間：2021年1月18日～3月31日、3年次生が最多(53.5%)。 ④学年・学科別貸出は、貸出冊数、人数とも4年次生が最多(51%)。 806-資料①により企画展示のテーマ別貸出状況を確認した。テーマ別ではSTOP harassment～ジェンダー平等実現のために私たちができること～が最多。 806-資料③、④により山手分室では音楽資料を活用し、音楽と社会課題とを関連づけるテーマ構成の展示19件を実施したこと、 2019～2020年度新聞記事複数紙から440件以上展示、レポート・課題のテーマ選定に資するようアーカイブ化(公式サイトで公開)することを確認した。 以上について2021年度第2回図書館運営委員会(2021年5月19日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>	<p>企画展示の学科別内訳では、BLMで英文、国際、STOP harassmentではコミュ、国際、留学応援フェアでは国際、Power of Designではコミュが多数、と社会科学系のテーマにはコミュ、国際の関心が顕著である。2018年度以前の学科別貸出統計ではコミュ、国際の減少傾向が継続していたが、社会科学系の選書、企画展示への反応が良いことから、企画次第で学生に学問的刺激を与えることは可能だと言える。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 企画展示(短期のテーマ展示)のみならず、OPAC(検索)に依存することなく良質な入門書にアクセスしやすい(常設の)書架計画が必要である。 ↓ 【2020年度対応状況】 ■オンライン企画展示(OPACトップページに表示)により展示期間終了後の特集も遡及してアクセスできるようになった。 ■特に関心の高い分野(ジェンダー、留学、リベラルアーツ)の常設化によりラーニングコモンズ設計時のコンセプト(良質な入門書への誘導)を実現できた。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 利用者(来館者)に対し、企画展示の有効性は確認できたが、利用(来館)しない学生に対しては、取組み内容のタイムリーな広報、的確な情報発信が必要である。 ↓ 【2020年度対応状況】 ■オンライン企画展示(OPACトップページに表示)、FerrisPassportによる発信に留まったが、2021年度前期対面授業開始後は、オンライン授業受講等、ラーニングコモンズは利用時間からも滞在型図書館として支持されていると言える。正課科目受講という2019年度以前にはなかった目的での利用者増により、裾野を広げることができている。</p>	<p>①2020年度企画展示 学科別貸出人数(2020年度第10回図書館運営委員会資料No.02-(1):2021年3月17日) ②学科・学年別貸出状況(2019～2020年度)(2021年度第1回図書館運営委員会資料No.01-(01)～(05):2021年4月21日) ③2020年度山手分室による企画展示(2020年度第11回図書館運営委員会資料No.2-(2):2021年3月17日) ④山手分室による「音楽と社会」関連記事タイトル一覧(2019～2020年度)(2021年度第1回図書館運営委員会資料No.7(1)2021年4月21日)</p> <p>①2020年度図書館ツアー、ガイダンス、レファレンス等学修支援メニュー(2020年度第11回図書館運営委員会資料No.7 2021年3月17日) ②音楽資料(楽譜・CD・DVD)の探しかた：超入門編(2020年度第8回図書館運営委員会資料No.3-02・2020年12月16日)</p>
		<p>B</p>	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>■企画展示 テーマに相応しい資料を計画的に収集し、雑誌・新聞等関連記事、映画等複数のメディアと組み合わせ、情報の鮮度、親しみやすさを重視して紹介した。主な特集9件はネオシリウス(図書館基盤システム)機能により、オンライン企画展示として同時に配信した。国際センターとの共同企画「留学応援フェア」はオンライン「留学準備教養講座」・外務省「外交講座」と同時期に協定校別シリーズも3本展開した。 ■図書館ツアー・ガイダンス オンラインで対応可能なメニュー、動画を作成し、教職員、学生向けに案内した。 ■公式サイトでのサポート 「学外から受けられるサポート」「資料の探し方」により来館できない学生への支援メニューにアクセスしやすくした。</p>		<p>《参考》 ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・〇〇委員会記録(施設、研究支援) ・障がい学生支援連絡会記録 ・図書館運営委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート 図書館運営委員会記録(2020年度第1回～第11回)</p>		

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【必須】

・学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

(1)宅配による貸出サービス、(2)オンラインレファレンス活用によるリサーチ支援、(3)遠隔授業期間中の開館、(4)資料検索方法、宅配サービス利用方法、OPAC、Cinii利用方法等ガイダンス用のスライドを公開。(6)オンライン企画展示により来館できない学生にも情報提供を補完した。

806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	2021年度第3回情報センター運営委員会(2021年6月16日開催)において、「2020年度点検・評価シート(大学基準8教育研究等環境(情報関係))」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				参考 ・施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B					

COVID-19への対応・対策に関わる事項【必須】

・学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (本部事務局)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/	/	/	教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」 ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料名称)	

<p>802</p>	<p>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p>	<p>A</p>	<p>学院全体の施設・設備等の維持管理や状態の確認は、本部事務局総務課において担当している。学院全体の整備計画は、長期修繕計画を基礎として、学院中期計画2021-2025における、2021年～2025年の整備計画を立案し、原則として計画に則って遂行することとした。 施設・設備の安全及び衛生面の管理は、労働衛生管理規則に基づき、学院に衛生委員会を設置して対応している。2020年度は7回の職場巡視による施設、設備不具合や安全状況の点検を行った。 各キャンパスの情報通信技術(ICT)等機器・備品等は、大学情報センターと本部事務局の情報システム課が連携して管理している。パソコンを設置した情報処理教室の整備、貸出し用PCの用意など、学生が自主学習において利用可能な情報処理の環境について計画的に更新を行い、快適な学習活動が安定的に維持されるよう管理している。 キャンパス内のネットワーク環境については、両キャンパスにおいて無線LANを整備している。学院全体のネットワークシステムや情報システムの運用・管理は学院本部事務局の情報システム課が担当しているが、学院内における情報システム・ネットワークシステムの運営に関してはフェリス女学院情報ネットワーク委員会において諸方針を決定している。</p>	<p>大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>参考 施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>参考 教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・ラーニングcommons設置準備WG資料?</p>	<p>・労働衛生管理規則 ・学院情報ネットワーク委員会規程</p>
		<p>A</p>	<p>(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。</p>	<p>A</p>	<p>学生への情報倫理教育は、入学時のオリエンテーション(「ネットワークガイダンス」)、1年次の導入科目であるR&R、導入演習、基礎演習において指導を行うほか、ワンポイント講習会、窓口でのユーザーサポート等で適宜実施している。職員に対しては、入職時の研修プログラム「情報システム課ガイダンス」の中で学内ネットワークに関する説明とあわせて情報セキュリティについても説明する時間を設けている。また2018年度には、すべての専任職員・嘱託職員を対象とする職員夏期研修において、学院の職員として必要なスタンダードレベルの情報リテラシーと情報セキュリティを学ぶ「情報セキュリティ研修」を実施した。教員に対しては、やはり入職時のオリエンテーションの一環として、学内ネットワークに関する説明、情報セキュリティに関する説明の時間を設けている。なお、次期中期計画2021-2025に情報セキュリティ体制の整備を掲げ、情報セキュリティ体制に関する基本方針の下、組織・体制を構築することを検討している。</p>		<p>・2019年度前期シラバス(R&R、導入演習、基礎演習) ・2019年度新入職員研修プログラム ・2018年度職員夏期研修について(業達18-14)</p>

803	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p>	<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備</p>				<p>図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・ 大学附属図書館利用案内</p> <p>参考 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・ 図書館利用状況・職員の配置・開館時間等 / 図書・資料の所蔵数、図書受入状況 / 述べ面積・学生閲覧室・情報検索設備等 ・ 大学附属図書館契約データベース一覧 ・ 加盟図書館協議会等リスト (赤字は2015年度受審時の資料)</p>	
804	<p>教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p>	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。 ・ 大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・ 研究費の適切な支給 ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制</p>				<p>大学基礎データ(表8) ・ 大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」</p> <p>参考 教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・ 個人研究費規程 ・ 共同研究に関する内規 ・ 大学教員特別研究制度に関する規程 ・ 大学教員特別研修制度に関する規程施行細則</p> <p>参考 教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・ ティーチング・アシスタントに関する内規 ・ スチューデント・アシスタントに関する内規 ・ スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン ・ 大学副手に関する内規</p>	

805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）＜2020年3月追加項目＞ ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備 					<p>研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・ 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・ 公的研究費不正防止計画 <p>参考</p> <p>コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	B	<p>教育研究等環境の適切性について、本部事務局として【2020年度自己点検・評価シート（大学基準8）】の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>参考</p> <p>施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○委員会記録（施設、研究支援） ・ 障がい学生支援連絡会記録 ・ 図書館運営委員会記録 ・ 情報センター運営委員会記録 ・ 自己点検・評価シート 	
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	B	<p>点検・評価において確認された課題に取り組んでいくことを確認した。</p>				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【必須】

・ 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。	A	<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「社会連携・社会貢献に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</p>			<p>社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」</p>	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	<p>(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。</p> <p>(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。</p>	A	<p>外部組織等からの連携要請については、企画・広報課が窓口となり、内容に応じて、関係教員や各部門との調整を行っている。なお、包括的な連携協定・覚書を締結する際には、大学協議会で確認し、大学評議会に報告している。</p> <p>2020年度現在、学外組織等とは9つの連携協定・覚書を締結している。キャンパス所在地である横浜市及び神奈川県などの行政のほか、地元企業や組織と連携して活動を行っている。</p> <p>横浜市「大学・都市パートナーシップ協議会」においては、例年、「ヨコハマ大学まつり」への参加のほか、協議会をとおして依頼のあった横浜市の活動を学生団体に紹介するなど、学生の活動の場の提供にもつなげているが、2020年度は新型コロナウイルス感染症による正課外の対面での活動を制限したことから、具体的な取組は行われなかった。相鉄いずみ野線沿線における「次代のまちづくり」の推進に係る四者連携の一環としては、緑園都市の発展を目的として毎年秋に開催される「緑園街マルシェ」がオンラインでの開催となり、前年度に企画・運営に携わった学生が地域との連携に関する報告を行った。横浜市環境創造局との連携においては、本学の学生団体「エコキャンパス研究会」の学生が企画・運営に携わり、横浜市民向けの農体験イベント「あぐりツアー」に取り組んでいる。2020年度は「あぐりツアー」は開催されたが、本学学生は、打合せ及び企画当日ともにZoomでの参加であったが、地域社会の課題に取り組む実践の場となった。</p>			<p>社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料 【大学全体】 ・学外組織との連携状況一覧 ・特別公開講座実施状況 ・コンサート実施状況 ・エコキャンパスに関する活動と取組 ・ボランティアセンター活動実績 ・読書運動プロジェクト活動状況</p>	

			(3) 地域交流、国際交流事業に参加しているか。	A	例年取り組んでいる地域交流のうち、「緑園街マルシェ」はオンラインでの開催、「横浜市民向けの農体験イベント」は対面での開催であったが学生はオンラインでの参加となった。学生、教職員が参加する「緑園都市年末一斉清掃」、緑園都市コミュニティ協会の協力を得て、登下校する学生に向けて歩行マナー向上を呼び掛ける「「AFTER YOU! ~挨拶と歩行マナーキャンペーン~」は2020年度は中止となった。国際交流事業では、ボランティアセンターが中心となり、外国籍住民のための日本語教育と学習支援、近隣小学校での放課後学習支援を実施しているが、2020年度はオンラインに切り替えて実施した。				
903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	2020年度第11回大学評議会(2021年3月10日開催)において、近年の外部との連携活動に関する状況報告を行った。現状について確認するとともに、今後の検証の方法、活動のあり方などについて検討する必要があることを共有した。生涯学習課、ボランティアセンター、教務課における社会連携・社会貢献の取組については、それぞれ所管の委員会(2020年度自己点検・評価シート(大学基準9))の記載内容をもとに点検・評価を行っている。さらに、2021年度第1回自己点検・評価委員会(2021年6月23日開催)において、大学全体としての社会連携・社会貢献の取組状況、点検・評価の実施状況を確認した。			参考 各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・〇〇委員会記録 ・生涯学習運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	学外組織との連携については、事例を積み重ねながら、学内における手続きや学生が参画する場合の確認事項などの調整をおこなってきた。一方で、さまざまな取組や活動について、関係者で検証する組織が明確になっていないことが課題であり、今後、整備する必要がある。		【2019年度自己点検・評価における課題】 学外組織との連携活動について、とりまとめや検証を行う組織が明確になっていない。 (上記課題への対応状況) 学外組織との連携活動について取り扱う委員会等について検討をすることとしていたが、2020年度は着手できなかった。		

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・社会連携・社会貢献において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (生涯学習課)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/	/	/	社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。		(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。						
			(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	-	【生涯学習課】 大学の知を社会に還元するため、オープンカレッジ講座79講座の開講を予定、また、横浜市と協定を結んで、地域の親子を対象とした「森の楽しみづくり事業」や、かながわ大学生涯学習推進協議会を通じての生涯学習フェアへの参加を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年度の講座はすべて開講中止、外部団体との企画も中止となった。			社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料 【生涯学習関係】 ・オープンカレッジ講座実施状況(2022年度受審時資料)	2020年度オープンカレッジ講座パンフレット
			(3)地域交流、国際交流事業に参加しているか。	-	【生涯学習課】 防犯・防災面及び文化面での地域連携を行うという趣旨で、近隣の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と共催で例年行っているジョイント・コンサートは、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催中止となった。				2020年度大学生涯学習委員会記録 2020年度大学生涯学習運営委員会記録
903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	(2021年3月12日(金)～3月19日(金)の第4回大学生涯学習委員会(持ち回り開催)において自己点検・評価を実施)			参考 各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・〇〇委員会記録 ・生涯学習運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	(2020年度大学生涯学習委員会記録)
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	【生涯学習課】 本学らしい大学としての知の還元のあり方を検討するため、これまで行ってきたオープンカレッジ講座を2020年度末で終了することを機関決定した(2020年度第2回生涯学習委員会(2020年9月2日開催)、2020年度第5回大学評議会(2020年9月11日開催)。生涯学習委員会において、今後の生涯学習活動について検討することとしている。			2020年度大学生涯学習委員会記録 2020年度大学生涯学習運営委員会記録 2020年度大学評議会記録	

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・社会連携・社会貢献において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

本学における新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、2020年度に予定していたオープンカレッジ講座の開講をすべて中止した。また、学生・教員が例年参加している外部団体との共催企画についても実施を中止した。

2020年度自己点検・評価シート (ボランティアセンター)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/	/	/	社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。	B	他大学のボランティアセンターとのネットワークの拡充としては、横浜市立大学のボランティア推進室と共催で、学生スタッフ同士の交流会をオンラインで開催し、COVID-19禍のVCの現状と課題ついて報告した。				
			(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	当センターでは、プロジェクトをとおり、様々な社会貢献を実施している。学内に設置されたペットボトルを回収し、障がい者施設「NPO法人ともにあゆむ」の利用者によって学外へキャップが回収され、その後、認定NPO(JCV:Japan Committee, Vaccines for the World's Children)に送られることによって、ポリオワクチンが発展途上国に届き、発展途上国の健康改善や障がい者の雇用に取り組み、社会貢献へとつながっている。2020年度は24,854個が回収され、これはポリオワクチン28.9人分となる。COVID-19禍のため、回収活動が難しい状況ではあったが、授業や説明会等で当センターの活動を報告する際にペットボトルキャップがどのように回収され、どのようにポリオワクチンに交換されているか丁寧に説明することで、適切に一般学生に情報提供ができ、より学生の意識が高くなった。また、切手の回収をしており、回収した切手を学生スタッフが分別をし、今年はNPOアジア学院に寄附を行った。		【2019年度自己点検・評価における課題】 学内の様々な場所に設置されてあるペットボトル回収BOXで、多くの学生が参加している。実際にどのように現地にワクチンが届いているか、回収後の追跡調査によって、学生の視野が更に広がる。また、回収は、手軽なボランティアの一つであるため、学生スタッフが「一日ボランティア体験」として、学内の学生に紹介すると、活動の理解が深まると考える。 (上記課題への対応状況は「現状説明」に記載)	社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料 【大学全体】 ・〇〇〇〇〇 学外連携の実施状況 ・特別公開講座実施状況 ・コンサート実施状況 ・エコキャンパスに関する活動と取組 ・ボランティアセンター活動実績 ・読書運動プロジェクト活動状況 (赤字は2015年度受審時資料)	
			(3)地域交流、国際交流事業に参加しているか。	A	COVID-19の影響で、地域連携事業の実施は、対面でのボランティア活動が中止となったため、オンラインに転換してNPO法人だんだんの樹が運営する子ども食堂での学習支援、緑園東小学校での放課後学習支援を実施。また、新規に泉区社会福祉協議会からのご依頼で、オンラインにて踊り場ケアプラザが運営する学習環境が整っていない中・高校生に対する学習支援を実施。被災地支援活動の新規開拓として、国際シンポジウムを主催し、RCE (Regional Centers of Expertise on ESD:ESD推進の地域拠点)の拠点である国連大学のプログラム代表やインドネシアの減災研究者らに登壇して頂き、被災地支援をととした活動の発展性を模索した。				

903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	プロジェクトの計画・実施・評価を適切に行なっており、プロジェクトを企画・参加した学生、関係者にアンケート調査を実施し、その結果を元に、次に参加する学生に引き継ぎ、改善・向上のに向けた取り組みを実施している。	これまで、ペーパーでアンケートを実施していたが、環境にも配慮し、オンライン(Googleフォーム)でも実施しており、そのことによって情報の可視化が明確となり、センターや学生スタッフ、プロジェクト関係者との連携も強化されている。	【2019年度自己点検・評価における課題】 学生スタッフに対するアンケートの実施について、回答を得るまでに何度もLINEで連絡を取る、といったプロセスが必要となっている。パソコンの利用を定着させ、また、学生スタッフ(プロジェクトリーダー)によるアンケートの回収等、学生スタッフ自身が自発的に取り組む必要がある。	・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	ボランティアセンターによるアンケート調査・振り返りを通して、プロジェクトの改善に努めている。また、学生スタッフが主体したプロジェクトは失敗からも学びが多いため、なぜ機能しなかったか学生スタッフと議論をし、新しい企画や既存のプロジェクトの改善に繋げている。	オンラインによるアンケートの実施によって、プロジェクト終了後に学生が迅速に回答するようになり、学生による評価が円滑にできるように改善された。	【2019年度自己点検・評価における課題】 ボランティアに参加した学生は間が空くとモチベーションが下がってしまうため、なるべくボランティア活動直後にアンケート調査を実施する。		

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート
(教務課 PBL型授業での社会連携、多様な受入)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。		(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。						
			(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	【教務課】 学外の団体(自治体、企業、NPO・NGO)と連携して社会の諸課題の解決にあたるPBL科目を開講している。【PBL協定書】 科目等履修生、音楽学部公開講座(ディプロマコース)により正規学生以外の受入れを行っている。【科目等履修生規程、大学院科目等履修生規程、音楽学部公開講座内規】			社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料(大学全体) ・○○○○○ 学外連携の実施状況 ・特別公開講座実施状況 ・コンサート実施状況 ・エコキャンパスに関する活動と取組 ・ボランティアセンター活動実績 ・読書運動プロジェクト活動状況(赤字は2015年度受審時資料)	
			(3)地域交流、国際交流事業に参加しているか。					社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料 【教務関係】 ・PBL科目の協定書 ・科目等履修生受入資料(大学教務委員会資料) ・ディプロマコース受入資料(音楽学部教授会資料)	

903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	社会連携・社会貢献の適切性について、2021年度第7回大学教務委員会(2021年5月26日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準9)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			参考 ・各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・〇〇委員会記録 ・生涯学習運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	PBL科目の履修者、科目等履修生及びディプロマコース履修者に大きな減少傾向がないことから、次年度も引き続き本制度を運用することを確認した。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・社会連携・社会貢献において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
1001	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。大学運営・財務に関しては「管理運営・財務に関する方針」として定めている。			管理運営に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「管理運営・財務に関する方針」	
			(2)学内構成員に対し大学運営に関する方針を周知しているか。	A	「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」と「管理運営・財務に関する方針」は大学公式サイトに掲載し、大学内教職員のみならず、広く一般にも公開している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/				

1002	<p>方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な大学運営のための組織の整備として下記を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 	A	<p>大学としての意思決定は、最終的には理事会の権限及び責任のもとにあるが、大学の運営に関する重要事項についての意思決定プロセスは、各学部教授会・各研究科委員会、及び大学評議会・大学院委員会の審議を経て行われている。</p>		<p>規程集(法人及び大学のもの) ・学校法人フェリス女学院規則集</p> <p>寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則</p> <p>学長選出・罷免に関する規程 ・大学長候補者選考規程 ・大学長候補者選挙管理委員会内規</p> <p>役職者の職務権限に関する規程 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 ・組織並びに運営等に関する規程 ・大学規程</p> <p>教授会規程 ・教授会及び研究科委員会規程</p> <p>設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの) ・理事会名簿</p>	
		A	<p>(2) 適切な危機管理対策を実施しているか。</p>	B	<p>危機管理対策の一環として、学生・教職員対象の避難訓練を年2回に加え、教職員対象の防災訓練(避難器具体験)も実施し、災害対策に備えている。更に、訓練に合わせ防災自助意識を高める「災害カード」を作成し、全学生に配布している。</p> <p>また、国内・海外の研修旅行・ゼミ旅行・部活動合宿等を実施中に重大事故が発生した場合に備え、国内/海外危機管理マニュアルを整備し、教職員を対象とした説明会も毎年度開催している。海外短期研修への参加等、留学する学生を対象にも危機管理説明会を開催し、注意喚起を促している。</p> <p>2020年度は、コロナ禍であることを踏まえ、災害対策面では感染症予防に配慮した防災訓練「シェイクアウト訓練」を実施するとともに、危機管理について考える研修会「感染症-新型コロナウイルスへの危機管理-事故対策との違いを知る」をオンラインで実施した。</p>	<p>【2019年度自己点検・評価における課題】 防火管理で求められている火災想定対策拡充が継続課題となっているため、2020年度中に対応策を検討する。 また、災害マニュアル整備に着手したが完成していないこと、事業継続計画(BCP)は2011年度に設定されたがその後の整備が行われていないことが課題であり、2020年度中に対応策を検討する。必要に応じて、本部事務局とも連携して進めていく。</p> <p>(上記課題への対応状況) 担当部署がコロナ禍の対応に追われ、2020年度は当該項目の検討が進まなかった。担当職員が大きく変わったこともあり、2021年度は再度課題共有を行い、検討に着手できる体制を整える。</p>		

<p>1003</p>	<p>予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定</p>	<p>B</p>	<p>大学では、理事会で承認された学院の予算編成方針に基づき、例年7月に学長と大学事務部長が「大学事業計画と予算策定方針」を作成し、各部門の所属長に対し周知の上、事業計画案と予算案の提出を求めている。10月に各部門から提出される予算案については、学長、事務部長、総務課、企画・広報課が大学の中期計画と予算の関連性や事業の優先順位を考慮しながら、11月に各部門の所属長に対しヒアリングを実施の上、調整し、1月の大学評議会の議を経て本部事務局に提出している。</p> <p>大学における予算執行の最終的な統括責任者は学長であるが、学院経理規程、予算執行内規において、執行額と予算部門により執行権限が規定されている。</p> <p>予算執行状況について、事務部門においては会計システムを使い、執行状況をリアルタイムで把握できる体制が整備されている。会計システムでの管理が導入されていない教育系の所管については、毎月、総務課から実績表を配布し、執行状況を確認することとしている。</p> <p>・「予算執行及び契約に関する規程」に基づき、予算執行権限者への稟議書の提出を徹底、予算策定時に予定されていなかった支出については、事由と所管内の執行の調整による流用を前提として稟申により許可をとるよう周知している。</p>			<p>寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 ・経理規程 ・予算執行及び契約に関する規程 ・監事監査規程 ・内部監査規程</p>	
<p>1004</p>	<p>法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。</p>	<p>B</p>	<p>(2) 大学運営に関わる適切な組織を構成し人員を配置しているか。 ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善</p>	<p>B</p>	<p>(事務職員の人事制度は学院の記載のとおり。) ・多様化する課題への対応や、本学の教育理念を実現するための活動については、それぞれの分野に関する専門的な知識を持つ人材や経験者を嘱託職員として採用している(ボランティアセンター、宗教センター、バリアフリー推進室、演奏会室など)。 ・教学運営・大学運営については、実務レベルでの協働を行うと同時に、各種委員会の構成メンバーに職員が入り、運営面での協働を行っている。</p>			<p>法人及び大学の組織機構が分かる資料 ・本部事務局規程 ・大学規程</p> <p>職員採用規程 ・専任事務職員採用規程 ・事務職員人事規程 ・職員人事委員会規程</p> <p>参考 事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。</p>	

1005	大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	A	(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)を組織的に実施しているか。	A	大学では、高度化・多様化する業務への対応を可能とする教職員の育成を目標に、知識・能力・資質向上のための研修の機会を設けている。2020年度は、コロナ禍でも、2019年度決算や経年の推移からみた本学の状況を学ぶ「財政白書勉強会」、危機管理について考える研修会「感染症-新型コロナウイルスへの危機管理-事故対策との違いを知る」をオンラインで実施した。また新任教員を対象としたオリエンテーションも開催し、大学としてのSD活動の推進に取り組んだ。(実施後は出席者にアンケートをとり、内容の理解度等の確認に努めている。)		<p>【2019年度自己点検・評価における課題】</p> <p>SDの取組として実態はあるが、教員も含めた組織的な実施には至っていない。これまでの取組状況をもとに、SD実施に関する規程を整備する。</p> <p>(上記課題への対応状況)</p> <p>2020年度は当該項目の検討が進まなかった。コロナ禍でもオンラインでの実施を試みた経験も踏まえ、2021年度は本課題に着手し、整備に当たる。</p>	<p>大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料</p> <p>・大学職員業務学習会(SD)報告書</p>	
1006	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	大学運営の適切性について、学長・事務部長が、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準10)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<p>寄附行為又は定款</p> <p>・学校法人フェリス女学院寄附行為</p> <p>・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則</p> <p>監事による監査報告書</p> <p>・監事による監査報告書</p> <p>監査法人又は公認会計士による監査報告書</p> <p>・監査法人又は公認会計士による監査報告書</p> <p>事業報告書</p> <p>・事業報告書</p> <p>参考</p> <p>監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <p>・〇〇〇委員会記録</p> <p>・自己点検・評価シート</p>	
			(2) 監査プロセスは適切か。		(本部事務局で記載)				
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	点検・評価において確認された課題に引き続き取り組んでいく。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項【任意】

・大学運営、SD等において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
1001	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。大学運営・財務に関しては「管理運営・財務に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			管理運営に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「管理運営・財務に関する方針」	
			(2)学内構成員に対し大学運営に関する方針を周知しているか。						

1002	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	A	<p>(1) 適切な大学運営のための組織の整備として下記を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 	A	<p>本学は、学校法人フェリス女学院のもとに設置されており、大学のほかに中学校・高等学校が設置されている。学校法人及び設置校に関わる重要な意思決定は最終意思決定機関である理事会の承認を得て行われる。理事会については「寄附行為」に定めており、法人の代表である理事長が招集し、議長となる。また、理事会の方針に基づき、理事会の決議によって委任された学院業務運営の特定事項及び理事長が必要と認めた事項について審議し決定する機関として常任理事会が設置され、学院業務運営の全般的計画樹立、各部門間業務調整等のほか、学院の重要事項について審議し、学院長の意志決定を扶ける機関として統括管理職会議が設置されている。</p> <p>理事会及び常任委員理事会には学長及び大学選出理事(専任教員)1名が構成員に含まれており、大学からの陪席者として副学長2名、学部長3名が出席している。統括管理職会議には学長が構成員として含まれている。また、法人には評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況、役員の業務執行の状況について意見具申等を行う役割を担っている。評議員39名のうち10名は教職員から選任されており、大学からは教員4名、事務局から3名が構成員となっている。これらの学院運営上、主要な役割を持つ会議体において、大学からは教学の観点からの意見を申し述べ、法人としては管理・運営面からの意見を示すなど、教学活動の支援、実現に向けた双方からの意見交換を密に行っている。</p> <p>なお、2019年度は、2020年4月1日施行の私立学校法の一部改正に対応するため「寄附行為」の改正(2019年度第4回理事会(2019年10月24日開催)承認)を行い、2020年1月22日付けで文部科学大臣に認可された。</p>		<p>規程集(法人及び大学のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人フェリス女学院規則集 <p>寄附行為又は定款</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 <p>学長選出・罷免に関する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学長候補者選考規程 ・大学長候補者選挙管理委員会内規 <p>役職者の職務権限に関する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 <p>組織並びに運営等に関する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学規程 <p>教授会規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会及び研究科委員会規程 <p>設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任理事会規程 ・統括管理職会議規程
102	(つづき)	B	<p>(2) 適切な危機管理対策を実施しているか。</p>	B	<p>学院全体の危機管理対策のうち、防火・防災に関することについては、「学院防火・防災管理規則」に則り対応している。</p> <p>緊急時の連絡対策として、大学全学生・保証人、教職員を対象とする緊急連絡メールシステムを構築している。必要時に適切に対応できるよう、毎年4月に一斉配信の受信確認も行っている。</p> <p>2020年度の新型コロナウイルス感染症対策においては、前年度に引き続きサイボウズ「スペース」を活用し、文部科学省や関連省庁、県、横浜市からの通達を学院全体で迅速に共有するとともに、大学、中高、本部の動きを関係者が把握する体制を継続して、予防対策等情報共有を図った。また、学内でのコロナウイルス感染症対策についての取り組みは、定期的に常任理事会・評議員会等にも報告した。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・学院防火・防災管理規則

<p>1003</p>	<p>予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定</p>	<p>B</p>	<p>学院全体の単年度の予算編成の流れは、大枠として以下のとおりである。 本部事務局が、学院の将来構想を実現するための財政基盤の安定化を目標とし、収支均衡を条件に予算編成方針を作成する。常任理事会での承認後、大学・中高・本部の各部門に提示する。 各部門が当該予算編成方針に基づいて予算案を作成し、本部事務局に提出する。 本部事務局は提出された予算案を集計し、学院全体の財政バランスを考慮し、各部門の予算編成責任者・予算業務担当者に対しヒアリング・査定を実施する。当該査定結果を予算案に反映後、学院長、理事長の査定及び評議員会を含む各会議体を経て、最終的に理事会において事業計画とともに承認される。大学が担う予算編成は主に上記である。</p> <p>予算執行においては、経理規程、予算執行及び契約に関する規程により執行権限が規定され、責任が明確にされている。大学における最終的な統括責任者は大学長であるが、執行額と予算部門により執行責任者を定めている。なお、5万円以上の執行に関しては予め稟議での承認を要することとしている。 事務部においては法人中期計画である経理業務の効率化の推進により、各課で予算執行がリアルタイムに把握できるようになっている。教育系の所管においては、月に1度総務課から実績表を配布している。また、財務課から定期的に提供される月次決算により大学全体の執行について確認を行っている。</p> <p>学院全体の予算執行状況の調査・分析は本部事務局経営推進課が担っている。毎年度決算確定後に、学院全体、大学、中高における資金収支、事業活動収支及び財務比率の推移をもとに10年間の趨勢を「財政白書」にまとめ、常任理事会に報告している。大学では、教職員を対象とする決算報告会を毎年開催しており、その際に、経営推進課が財政白書を用いて状況報告を行っている。</p>			<p>寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則</p>	<p>・2019年度予算編成方針(業達18-25) ・経理規程 ・予算執行及び契約に関する規程 ・フェリス女学院財政白書(2009~2018年度)</p>
<p>1004</p>	<p>法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1) 大学運営に関わる適切な組織を構成し人員を配置しているか。 ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善</p>	<p>B</p>	<p>・職員については、各部署の基準となる人数を検討し、中期計画2021-2025に定めた。 ・2020年度からの新人事制度導入に伴い、職員の昇格の手続を整理し事務職員人事規程に規定した。 ・他大学や異業種からの中途採用者を登用し、多様化・専門化する業務に対応できる体制の整備を進めている。 ・評価制度を2020年度に試験導入。評価結果をもとに人材育成をする仕組み、昇任・昇格の客観性・妥当性の向上、処遇への反映の実現に向けて取り組んでいる。(2021年度から管理職、2022年度から一般職に本導入を行う。)</p>			<p>法人及び大学の組織機構が分かる資料 ・本部事務局規程 ・大学規程 職員採用規程 ・専任事務職員採用規程 ・事務職員人事規程 ・職員人事委員会規程 参考 事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。</p>	<p>・学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020)</p>

1005	大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	A	(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)を組織的に実施しているか。	A	<p><学院全体の事務職員研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で学内研修実施の環境が整わず、例年実施している研修は全て見送りとせざるを得なかった。また、私大連が主催する各種研修や五大学合同新人研修も実施が見送られた。 ・2020年度から評価制度を試験導入するにあたり、管理職を対象とした評価者研修を実施した。 ・新入職員を受け入れた際には、新人研修実施後にサポーターが業務の修得を支援するとともに、入職後一定期間を経た後に人事課によるフォローアップ面談を実施し、組織全体で新人を育成する体制を整備している。 ・職員の自己啓発を支援する制度を構築し、2021年度から導入する準備を行った 			<ul style="list-style-type: none"> ・大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料 ・大学職員業務学習会(SD)報告書 	
1006	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	本部事務局として、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準10)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 ・監事による監査報告書 ・監事による監査報告書 ・監査法人又は公認会計士による監査報告書 ・監査法人又は公認会計士による監査報告書 ・事業報告書 ・事業報告書 <p>参考</p> <p>監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇委員会記録 ・自己点検・評価シート 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査規程 ・内部監査規程
			(2) 監査プロセスは適切か。	B	学院中期計画「三様監査機能の整備」に基づき、体制を整備しており、監査計画のもと、それぞれが監事監査、監査法人による監査、内部監査を実施した。また、内部監査室においては、大学運営に関する項目としては、特別監査のほか、会計・稟議書監査、外部団体(周辺会計)監査、科学研究費補助金に関する監査を定期的実施している。				
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	点検・評価において確認された課題に取り組んでいくことを確認した。				

COVID-19への対応・対策に関わる事項 【任意】

・大学運営、SD等において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記載してください。

2020年度自己点検・評価シート (本部事務局)

大学基準10 財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
1101	教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	B	(1)大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に則した中・長期の財政計画を策定しているか。	B	大学の減価償却引当特定資産は56億58百万円となっている。 2020年度に「中期計画2021-2025」を策定し、教学面の教学自己改革を財政的に支えるために、財政計画、人員計画、施設・環境整備計画を策定し、盤石な財政基盤を目指す。	大学の減価償却引当特定資産は、運用果実の積み増し等を行い、前年度比18百万円増加した。	【2020年度自己点検・評価における課題】 大学の特定資産は、58億88百万円(前年比21百万円増)とほぼ前年度並みになっている。減価償却引当特定資産は資金収支の純増分を積み立てるが、純増分が発生しない年度もあるので、今後の大規模な施設設備関連の支出に備えて、安定的に積み立てる必要があり、減価償却費相当額(2020年度3億21百万円)程度は積み増しを行いたい。	中期計画期における予算・収支等の財政計画	
		B	(2)当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標を設定しているか。	B	法人の目標とする財務指標の達成状況は、一部に目標に達していない指標もある。 「中期計画2021-2025」において、財政の一層の安定化、収支の継続的な確保を実現していくために財政目標・財務指標を設定した。財政目標達成のために各種施策を実施するとともに、毎年度予算、決算において、設定した財務指標によるモニタリングを実施し、財政上の問題点早期発見、早期対応が可能な体制を維持していく。 【財務目標】事業活動収入50億円、基本金組入前当年度収支差額4億円、純金融資産130億円等。 【財務指標】人件費比率(財団交付金調整前)60%未満、純金融資産積立率100%以上、当年度収支差額黒字等。	法人の事業活動収支計算書関係の財務指標を達成(良好な収支状況) ・事業活動収支差額比率(基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入 目標10%超) 10.2% 法人の貸借対照表関係財務指標を達成(順調な資産の増加) ・積立率(金融資産÷要積立額 目標100%超) 104.1% ・純資産構成比率(純資産÷(負債+純資産))目標90%超) 90.8%	【2020年度自己点検・評価における課題】 法人の事業活動収支計算書関係の財務指標を達成していない(収支の改善が必要) ・人件費比率(人件費÷事業活動収入 目標50%未満) 55.3%		・財務指標(学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020))

1102	教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。	B	<p>(1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤 (又は予算配分) を確立しているか。</p>	B	<p>予算を所管する部署での予算編成、予算執行管理、減価償却引当特定資産の積み立ては、引き続き実施している。</p>	<p>予算を所管する部所での予算編成、予算執行管理は、学校法人の事務系全部署で行うようになり、適切な予算執行管理が実施されている。</p>	<p>【2020年度自己点検・評価における課題】 収支は支出超過の傾向にあり、学生数も減少傾向にあるので、安定した収入の確保と適切な予算配分が必要になる。</p>	<p><私立大学> 財務計算書類 (6カ年分) ・財務計算書類 (6カ年分) 財産目録 ・財産目録 事業報告書 ・事業報告書 監事による監査報告書 (6カ年分) ・監事による監査報告書 (6カ年分) 監査法人又は公認会計士による監査報告書 (6カ年分) ・監査法人又は公認会計士による監査報告書 (6カ年分)</p>	<p>・予算・事業計画のガイドライン (学校法人フェリス女学院中期計画 (2015~2020))</p>
			<p>(2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために仕組みを構築しているか。</p>	B	<p>予算編成のガイドラインは、経年劣化による校舎等の修繕費用等の増加に伴い、支出超過になる傾向にあったが、2018年度~2020年度は黒字を確保した。「中期計画2021-2025」人員計画において、教職員の定員化し適切な人件費コントロールを行っていく。また、財政基盤の強化を図るため、施設・環境整備及び学院のネットワーク環境整備に係る支出を中期計画期間内において毎年度平均3.5億円以内に抑制していく。</p>	<p>予算編成のガイドラインを設けたことにより、適切な予算編成、予算執行に繋がっている。</p>	<p>【2020年度自己点検・評価における課題】 財政のシミュレートでは、支出超過を5年間で解消することが困難になっているので、安定した収入、支出の抑制により支出超過を解消し安定した、財政基盤を確保する必要がある。</p>	<p>大学基礎データ (表9、表10、表11) ・大学基礎データ (表9) 「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」 (法人全体) ・大学基礎データ (表10) 「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」 (大学部門) ・大学基礎データ (表11) 「貸借対照表関係比率」 5カ年連続財務計算書類 (様式7) ・5カ年連続財務計算書類 (様式7)</p>	
			<p>(3) 外部資金 (文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等) の獲得、資産運用等に取り組んでいるか。</p>	B	<p>・資産運用は、規程に基づき主に債券による運用を行っている。 「中期計画2021-2025」において以下の施策に取り組む。 ・科学研究費助成金等の外部資金 (外部研究費) 獲得に向けた事務支援体制の強化。 ・2021年度から新入生対象の寄付金である教育充実資金の再開、従来施設整備目的であった寄付金に教育支援目的の寄付金を追加するとともに、同窓会・奨学会との連携強化等を図りさらなる寄付金収入の強化に取り組む。</p>	<p>・資産運用は、満期償還のあった債券 (主に国債) を地方債、財投機関債、社債 (劣後債含む) で再運用を行っている。</p>	<p>【2020年度自己点検・評価における課題】 ・資産運用は、比較的金利の高い債券の満期償還があった場合、現在は低金利の状況なので、それに見合った資産運用が出来ないのが課題である。</p>	<p>大学基礎データ (表9、表10、表11) ・大学基礎データ (表9) 「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」 (法人全体) ・大学基礎データ (表10) 「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」 (大学部門) ・大学基礎データ (表11) 「貸借対照表関係比率」 5カ年連続財務計算書類 (様式7) ・5カ年連続財務計算書類 (様式7)</p>	

2020年度自己点検・評価シート
(総務課)

大学基準10 財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
1101	教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。		(1)大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に則した中・長期の財政計画を策定しているか。 (2)当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標を設定しているか。					中期計画期における予算・収支等の財政計画	
1102	教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。	B	(1)大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)を確立しているか。 (2)教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために仕組みを構築しているか。 (3)外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得、資産運用等に取り組んでいるか。	B B	毎年度次年度の事業計画と予算の編成時期を合わせ、各所管に学長、事務部長がヒアリングを行い、重点事業として優先度の高い案件を採択し、予算配分を行っている。 科学研究費については、大学総務課が担当部署となり、研究支援を行っている。公募時の周知方法の工夫や申請書類作成時の支援を実施し、研究費の獲得に繋げている。 また、日本学術振興会特別研究員(DC、PD、RPD)の公募もサポートし、採択された受入研究員の特別研究員奨励費の管理、執行も支援を実施。若手研究者や女性研究者の研究支援も合わせて行っている。 また、学内のグループウェアの掲示板に「研究助成公募」のサイトを設け、教員宛に研究費公募情報の提供を随時行っている。			<私立大学> 財務計算書類(6カ年分) ・財務計算書類(6カ年分) 財産目録 ・財産目録 事業報告書 ・事業報告書 監事による監査報告書(6カ年分) ・監事による監査報告書(6カ年分) 監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分) ・監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分) 大学基礎データ(表9、表10、表11) ・大学基礎データ(表9)「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」(法人全体) ・大学基礎データ(表10)「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」(大学部門) ・大学基礎データ(表11)「貸借対照表関係比率」 5カ年連続財務計算書類(様式7) ・5カ年連続財務計算書類(様式7)	

2020年度自己点検・評価シート
(国際課)

任意1(国際課)

任意1 国際化推進

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
1201	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえた国際化推進に関する方針を明確に定めているか。	A	2017-2020年度中期計画申請様式及び2020年度事業計画において明確に定めている。年度はじめに国際センター委員会でもその方針を確認し、各学部教授会及び大学評議会でも主たる方針が確認されている。	中期計画の方針に基づき、毎年度、事業計画の策定及び振り返りができている。	【自己点検・評価における課題】 2021年度以降の中期計画策定にあたっては、国際化推進委員会において、今後の大学の中長期計画における国際化推進に関する方針を確認したうえで策定する必要がある。	■国際化推進に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
1202	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1) 留学希望者に対し、十分な情報及び機会の提供、支援を行っているか。	A	【情報提供】 留学情報冊子「Study Abroad」のWeb化-国際課サイト立ち上げ* 根拠資料: 国際課サイト ・オリエンテーション・授業が遠隔主体だったため学生に冊子を配布する機会がなく、Googleサイトを利用し学内者向けにWebサイトオープン。 ・刻々と変化する感染症情報・渡航制限等を素早く在學生に発信するために上記サイトを活用。 各種留学プログラム説明会、個別相談(オンラインZoom) * 根拠資料: 国際センター主催2020年度後期イベントカレンダー/2020年度留学相談者データベース ・前期: 留学説明会2回(6/23、7/2) ・後期: 認定留学説明会1回(12/1)、協定校紹介6回(10/8,10/13,10/15,11/24,11/26) ・認定留学希望者対象説明会・個別相談(オンライン) 提携エージェントによる学内説明会・個別相談会 SAF 学内説明会4回(前期: 7/7、7/15、後期: 12/3,12/5)、参加者数41名 ・個別相談はFerrisPassportのQ&Aから受付、随時実施(10件) 危機管理情報の提供 将来への留学準備の一環として、危機管理コンサルタントの協力を得て計3回のセミナーを実施(10/2、10/24、11/2)、参加者数計40名ほど	【情報提供】 ・「Study Abroad」をWeb化したことにより、学生にとってはいつでもどこでも留学情報にアクセスできるようになった。また、随時情報を更新でき、FerrisPassportでの通知と組み合わせ、学生にタイムリーに留学関連情報・海外安全情報・国際センター主催企画情報を届けることができた。	【自己点検・評価における課題】 現実的に海外留学派遣が難しい状況が今後1、2年続くことが想定されるため、派遣事業については、留学の準備段階の支援強化を行う。また、学生の留学や国際交流へのモチベーションを維持するためにさまざまな工夫、企画立案を継続的に実施する。	■留学制度や経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・海外留学ガイドブック「Study Abroad」 ・協定校別、留学プログラム別のリーフレット ・大学基礎データ・留学生数推移データ	・留学経験者のマンスリーレポート ・国際課サイト ・派遣留学再開判断基準 ・派遣留学再開判断資料(計10回分)

		<p>(つづき)</p>	<p>【留学支援】 留学帰国者、留学中止・延期者対応 ・2019年度交換・認定留学者の帰国までのサポート及び事後研修(教務課)実施 ・新型コロナウイルス感染症に伴う2020年度派遣交換・認定留学、セメスター・アブロード派遣予定者及び保証人への留学中止、期間変更に伴うアフターフォロー、帰国支援(派遣先大学との緊密な連絡・交渉)及び留学時期を変更しての交換留学希望者への継続的な支援実施。 詳細は「COVID-19への対応・対策に関わる事項」参照。 海外留学への動機付に資する国際交流の機会提供 ・協定校との授業交流 フィリピン大学との授業交流2回(11/17、11/24) ・協定校3校の学生との交流(各校2回ずつ) 華東師範大学(中国): 双方交換留学予定者(コロナにより中止)2名ずつ、10/7,10/14 新羅大学(韓国): 7.28,8/5 ガジャマダ大学(インドネシア): 受入交換留学予定者(コロナにより中止)2名とメンター予定者1名、7/30,8/6 ・留学準備教養講座3回(インドネシア、スコットランド、スロバキア) 外務省外交講座の協力を得て、協定校のある国・地域について学生に情報提供を行った。外務省としても初のオンラインを利用した在外日本大使館、外務省、大学をつなぐ講座となった。参加者計150名以上。 *根拠資料: 外務省発行外交専門誌『外交』〇〇号掲載記事「〇〇〇」</p>	<p>【留学支援】 ・新型コロナウイルス感染症に関する世界各国の情報収取を日々行い、帰国予定学生及び保証人に細やかに情報提供を行うとともに、学生とも密に連絡をとって全員を無事に帰国させることができた。 ・2020年4月、留学中の在学生の緊急帰国時には、国際課内で24時間体制で対応・状況確認を行い、危機対応時の効果的な協働体制を実行することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、留学を中止・延期せざるを得なかった学生及び当該学生の保証人に個別に細やかな、情報提供、大学での意思決定の流れの説明等を行ったことにより、最終的には大きなクレームや大学への不満足を生むことなく2021年度を迎えることができています。</p>			
<p>1002</p>	<p>(つづき)</p>	<p>(2) 外国人留学生の受入れ、教育及び生活に対する適切な指導・支援を行っているか。</p>	<p>【教育支援】 遠隔授業が主体となったため、チューター制度、ランゲージ・アシスタント(LA)制度の利用を留学生に対して、より積極的に促した。チューターについては、本来、授業担当教員による指名を基本にしていたが、遠隔授業のため従来の方式でのチューター指名が困難であったため、国際課で募集・採用を行なった。また、本学が、新型コロナウイルス感染拡大下において、在学生向け学内アルバイトの機会提供を促進するとの方針を示したことを受けて、チューター制度のより積極的な広報に努めた。(チューター利用:【前期】私費7名、交換1名、16科目、採用者16名【後期】私費4名、交換1名、10科目、採用者10名/LA利用:【前期】私費3名、交換1名、採用者4名【後期】私費4名、交換2名、採用者6名) LAについては、LA学生が随時、国際センター教員に相談しながら留学生を支援できる体制を整備した。 【生活支援】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、在籍確認を対面からオンラインに変更し実施した。(計35回) また、例年通り、留学生の学生生活をフォローするメンター、国際学生交流会館における共同生活をサポートするRAを募集、採用した。RAには月例会で国際課員が定期的にヒアリングを行うとともに、通年でフォローアップを実施した。(メンター採用者数【前期】23名、【後期】新規採用6名/RA採用者【前期】2名、【後期】2名)</p> <p>【経済支援】 例年通り、学内奨学金(授業料減免)、給付のほかに学外奨学金(JASSO、齋藤清子オリーブ奨学金等)の利用を推奨するとともに、申請・受給手続をサポートした。 新型コロナウイルス感染症の影響については、私費留学生への短期奨学金(貸与)の利用を可能にした。詳細は「COVID-19への対応・対策に関わる事項」参照。</p>	<p>【教育支援】 教育支援としての留学生サポーター制度を活用した留学生の成績は良好で、制度の効果を確認できる。</p> <p>【生活支援】 オンラインでもさまざまな教育支援、生活支援をすることが可能であり、家族や親族が近くにいらない生活環境において、留学生が安心して生活する助けとなった。また、メンターをはじめとする留学生サポーターの存在も、留学生にとって良い相談相手となったことが留学生の声から明らかになっている。</p> <p>【経済支援】 短期奨学金の利用者が数名おり、アルバイトのみで生計を立てている留学生の助けとなった。</p> <p>留学生、サポーター双方ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で人との直接的な交流が困難な状況にあったが、オンラインによる国際交流が実施できたことで、双方にとって学生生活における活力となった。</p>	<p>【自己点検・評価における課題】 留学生サポーター制度をより一層積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症の影響によって直接的な交流が困難な中でも、留学生が充実したキャンパスライフを送れるよう、継続して留学生の教育面、生活面での支援に注力していく必要がある。また、海外に渡航ができず海外との接点が少ない環境下において、留学生サポーターを希望する学生が増加していることから、そうした学生たちのキャンパスライフの充実という側面からも、対面にこだわらずオンラインも活用した様々な方法で学生同士のネットワークを構築していく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による社会的混乱が今後もしばらく続くことが予測されることから、国際課によるオンライン・対面によるきめ細やかな生活状況の把握と支援を継続して実施する。</p> <p>私費留学生の受入れについては、入学者の出身校である日本語学校をはじめ、訪問実績のある日本語学校を中心に、本学の情報の積極的な提供を行う(遠隔による学校訪問活動を含む)。(2021年4月、日本語学校教員・スタッフ対象に来校型大学説明会を既に実施済み。3校から教員4名参加。)</p>	<p>大学基礎データ_表7</p>	<p>・2020年度前期留学生チューター委嘱(2020年度第2回国際センター委員会資料II 03、2020年度第3回国際センター委員会資料II 02) ・2020年度前期チューター実施報告(2020年度第9回国際センター委員会資料II 05) ・2020年度後期留学生チューター及CLAの委嘱(2020年度第10回国際センター委員会資料II 02) ・2020年度前期留学生ランゲージ・アシスタントの委嘱(2020年度第3回国際センター委員会資料II 03) ・2020年度前期留学生メンターの委嘱と活動(2020年度第2回国際センター委員会資料II 04) ・2020年度後期留学生メンターの委嘱(2020年度第9回国際センター委員会資料II 03) ・2020年度後期メンター活動中間報告(2020年度第10回国際センター委員会資料II 03) ・2020年度私費留学生ミーティング実施報告(2020年度第17回国際センター委員会資料II 03)</p>

1002	(つづき)	(3) 大学の教育理念を踏まえた国際交流活動の機会を提供しているか。	<p>A</p> <p>【協定校との交流】 国際的往来が不可能になった環境でもオンラインを活用し、協定校等との積極的な交流を行った。 ・フィリピン大学との授業交流 ・協定校(華東師範大学/新羅大学/ガジャマダ大学)の学生と本学の学生との交流 ・ヴィータウタス・マグヌス大学(リトアニア)の日本語学習者と本学の私費留学生との交流</p> <p>【受入交換留学生を中心とした学内交流】 留学生歓迎礼拝、ジャパスタディーツアー、クリスマス会、学長との交流会及び帰国報告会を、全てオンライン・プログラムとして実施。オンライン実施の利点を活用して、過去の交換留学生、新型コロナウイルス感染症の影響で本学への交換留学が実現しなかった協定校の学生、ジャパスタディーツアーの開催にご協力いただいている広島原爆遺跡保存運動懇談会や留学生の日本語パートナーとしてご協力いただいているNPO法人留学生と語り合う会の方などひろく参加者を得た。</p> <p>【正課授業における交流】 国際交流学科科目「国際交流への招待」において、私費留学生の履修者がおり、その他の履修学生との授業内での交流の機会を実現した。</p>	<p>【協定校との交流】 フィリピン大学との授業交流では、オンラインの利点を活かし、フィリピン、ニューヨーク、日本の3点をつなぎ、ニューヨークで活躍するフィリピン大学ディリマン校卒業のデザイナーからのレクチャーを受ける機会を得た。また、「新型コロナウイルス感染症」という現在、世界が同時に体験している困難な状況について、学生同士がそれぞれの国の状況も含め共有・議論する場を持つことができた。</p> <p>【受入交換留学生を中心とした学内交流】 ・オンラインを活用することにより、対面ではかなわなかった世界各国からのイベントへの参加者を得ることができた。本学での交換留学経験者もイベントに招待し、参加してもらうことで、本学への留学経験者のネットワークの継続的構築が可能になった。</p> <p>・ジャパスタディーツアーをオンラインで開催することで、「被爆体験についての講話」企画を広く学内(中高・学院を含む。中高からは教員2名、生徒3名の参加を得た)に共有することができた。</p>	<p>【自己点検・評価における課題】 協定校との情報交換を継続して実施し、可能な範囲で遠隔での交流会の実施も検討していく。(2021年5月、デュッセルドルフ大学、コメニウス大学とは既に先方派遣担当者とのオンライン打合せを実施済み)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、行動が制限されている状況下で、学生たちに正課外における国際交流の体験、学びの機会を積極的に提供していく。 対面だけでなくオンラインも継続して積極的に活用し、学内・国内で体験できる国際交流の場と国際的な学びの場を多く創出することで、学院及び大学が目指す人材育成に寄与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度事業報告・振り返り ・2019年度第5回国際センター委員会 No.03 (Hope Coming Day) ・第11回国際センター委員会資料No.08 (アジアン・ウィーク) ・2019年度第9回国際センター委員会資料No.07 (フィリピン協定校関係) ・2020年度第1回国際センター委員会資料Ⅲ04 (受入交換留学生関連行事) ・2019年度第8回国際センター委員会資料No.09-01 (留学生による授業協力他)
		(4) 適切な危機管理体制を構築し、実効性を担保しているか。	<p>A</p> <p>【危機管理体制】 新型コロナウイルスの感染症拡大を受け、もともと学生課と共催で計画していた「事故対応の危機管理シミュレーション」を、規模を縮小し、SD研修「感染症対策の危機管理を学ぶ」として開催した。(2021年1月27日実施、参加者 大学教員14名、大学事務職員45名、本部事務職員11名)派遣留学プログラムの「誓約書」の見直しを行い、改訂した。</p> <p>【学生支援】 認定留学、休学留学から帰国する学生4名に対し、帰国日の把握を行い、保健室と帰国にかかる手順を確認した。 確認した手順に従って、休学留学生に対して、帰国前後の健康状態の記録、帰国後の本学保健師及び校医との面談を案内し復学までの支援を行なった。 また、実際の派遣留学事業が行なわれない中でも、学生に海外渡航及び海外生活におけるリスク対応への啓発活動を継続して実施した。</p>	<p>【危機管理体制】 教職員向けの危機管理シミュレーションをSD研修に変更して実施したことで、全学的に現在直面している危機への対応について学ぶことができた。</p> <p>【学生支援】 ・新型コロナウイルス感染症拡大後、大学からの強い帰国勧告にもかかわらず留学を継続した認定留学生1名は無事に帰国した。 ・休学留学生も無事に全員帰国を確認した。</p>	<p>【度自己点検・評価における課題】 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、世界規模での感染症にも対応できる危機管理マニュアルを策定する必要がある。 ・休学留学生の危機管理対応の基準を策定する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル ・SD研修会実施報告書(総務課作成) ・SD感染症対策危機管理セミナーの実施について(2020年度第11回国際センター委員会資料Ⅱ05) ・フェリス女学院大学派遣交換留学誓約書
1203	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A (1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A 2021年度第6回国際センター委員会(持ち回り・2021年5月25～27日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(任意1国際課)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。		<p>【自己点検・評価における課題】 2021-2024 中期計画について、大学全体の中期計画が定まったところで、見直しを行い完成する必要がある。</p>	

<p>1203 (つづき)</p>		<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>【派遣・受入】 フィリピン大学ディリマン校との協定書の更新(継続中) 【派遣】 (1)協定書の更新 サセックス大学、ワシントン大学との協定書の更新を行なった。 (2)新規協定校の開拓 クラウドディア・アバド音楽院(イタリア)との協定締結に向けた交渉を行なった。 ヴィータウタス・マグヌス大学(リトアニア)アジア研究センターとの交流を開始した。 【受入】 (1)私費留学生支援 2017-2020 PLANIに基づく受入留学生数増の目標を達成するなか、人数が以前より増えたことで支援体制も試行錯誤しながら見直しと構築を行なってきた。 その中で、留学生への学修支援体制について、留学生サポーターに新たに「ランゲージ・アシスタント制度」を設け充実を図った。このことに伴い、規程も一部見直し、改正した。 また、留学生サポーターが機能するよう、事前の説明会、中間・期末の振り返りなどもきめ細やかに行った。 加えて前述のとおり、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け、従来に加え、よりきめ細やかなサポートを実施している。 (2)私費留学生志願者獲得 新型コロナウイルス感染症の影響により、日本国内の留学生数が減少傾向にあり、また行動の制限により広報が従来の方法で十分に実施できなかったため、近年継続的に志願者のある日本語学校及び昨年新規に入学者のあった日本語学校を対象に、電話、メール、オンラインを活用し広報を行なった。</p>	<p>【派遣】 ・ワシントン大学との協定書更新にあたっては、本学学生に対して授業料30%割引の適用を得た。 ・先方からのアプローチを逃さず対応したことで新規協定校の開拓につながった。(クラウドディア・アバド音楽院) ・国際交流の機会を設けるという視点からアプローチを行ったことで新たな協定校開拓につながった。(ヴィータウタス・マグヌス大学) 【受入】 (1)私費留学生支援 多くの日本にいる留学生が遠隔授業であることを前提にビザで求められている活動を無視して帰国するなか中、本学の私費留学生については、健康上の理由で帰国した2名の留学生以外については、日本で継続して留学生生活を送っている。国際課が私費留学生にとっての相談窓口として機能している。 (2)私費留学生志願者獲得 2020年度入試と同等の志願者、入学者数を得ることができた。(2020年度11名、2021年度10名)</p>	<p>【自己点検・評価における課題】 【派遣・受入】 ・協定書の更新(フィリピン大学ディリマン校、西部カトリック大学、サラマンカ大学) 【派遣】 ・実質、派遣事業の実施ができない状況が続くことから、学生の学修機会を別の方法で確保するため、海外協定校等が提供するオンライン学習を大学を通して提供していく必要がある。(2021年度第1回国際化推進委員会(2021年4月28日開催)において決定済み) ・クラウドディア・アバド音楽院、ヴィータウタス・マグヌス大学アジア研究センターとの協定書締結を目指す。 ・国際交流が可能な新規協定校の開拓を積極的に行う。(交換留学の協定校であるデュッセルドルフ大学、コメニウス大学とは、2021年5月までにオンラインによる打合わせを実施し、基本方針で合意済み) 【受入】 ・新型コロナウイルス感染症による日本政府の水際対策により、2022年度・2023年度留学生入試の志願者総数は非常に減少する。継続して質の高い留学生から選ばれる大学であるために、広報により注力する。ホームページの多言語化を完了し、多くの留学生に本学の情報を届ける。また、日本語学校への電話、直接の訪問等を通して日本語学校との関係強化を図る。 ・新型コロナウイルス感染症による日本政府の水際対策により、協定校からの交換留学生の受入ができない状況にある。協定校とのパートナーシップの維持、学内での国際交流の幅を広げるために、コロナ禍の遠隔授業実施状況においては、入国及びビザ取得状況にかかわらず、協定校からの留学生を交換留学生として受け入れる体制としていく。(2021年度後期から実施の方向。2021年4月28日開催の2021年度第1回国際化推進委員会において本方針は決定済み)、2021年度前期交換留学生については、5月末以降、科目等履修生として(？ 26日に決まる?)、授業の聴講を許可することとした。</p>	<p>・国際センター委員会資料 ・自己点検・評価シート ・事業報告・振り返り</p>	<p>・ランゲージ・アシスタント(LA)制度の運用見直しについて(2020年度第13回文学部教授会資料II 04(08)、2020年度第12回国際交流学部教授会資料II 04(08)、2020年度第12回音楽学部教授会資料II 04(08)) ・留学生メンター制度及びチューター制度に関する内規の一部改正について(2020年度第9回大学評議会資料III 09) ・協定内容(2021年度第2回国際センター委員会資料II 10) ・2021年度第1回国際化推進委員会資料</p>
-------------------	--	---------------------------------------	--	---	--	--	--

COVID-19への対応・対策に関わる事項

- 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

【新型コロナ感染症拡大下での派遣留学生の危機管理対応及び帰国支援】

各国の新型コロナウイルス対策をはじめとした状況が刻々と変化するなか、土日・祝日関係なく各国の状況の情報収集と把握に努め、海外留学中の学生及び保証人との連絡・問合せにも24時間体制(休日は国際課長が課長携帯で対応)で対応した。情報収集は、各国メディアの日々の確認、危機管理コンサルタントへの情報確認、協定校や派遣先大学の担当者との連絡、海外大学関係者からの最新の現地情報の入手により行った。また、交換留学、セメスター・アブロードについてはすべて中止・延期、認定留学・休学留学については、「留学中止と帰国の強い勧告」を実施した。学生及び当該保証人には、きめ細やかな情報提供と説明を電話及びメールにて行い、留学中止・延期への了解を得るとともに、留学中止・延期へのクレームにも休日返上で対応した。(国際課長、課員と学生、保証人とのやりとりは、優に100回以上は超える。)交換留学のうち、2019年度後期から既に留学をしており、残りの授業期間が留学期間全体の1/3以下(本学の成績評価基準に基づく)である学生2名についてのみ、日本に帰国してのオンラインでの派遣先大学の授業履修をすることで留学を継続することを許可した。(大学として「現地のビザを取得し、現地で学ぶこと」を「留学」とすることを学長、事務部長、国際部長及び国際課長で改めて確認した。)

また、帰国にあたっては、状況やもとのスケジュールが大幅に変わるなか、学生が無事に帰国できるよう、派遣先大学の担当者や提携業者へ帰国にかかる支援を依頼、現地での空港までの安全なルートの確保を確認するなどきめ細やかな対応を行った。帰国便の運行も不安定な状況が続いたため、学生帰国日には、万が一に備え、国際部長、国際課長及び国際課員でシフトをくみ24時間体制でフライトの運行状況を確認した。結果、全員が無事に帰国をし、2020年4月から日本での大学生活をスタートした。

新型コロナウイルス感染拡大下における留学中の在学生の緊急帰国を実施した経験に基づいて、派遣留学に参加するにあたり学生が提出する「誓約書」の見直しを行い、「留学の中止、中断の可能性とそのことへの承諾」をはじめ、従来課題であった留学後の単位認定に関する書類に提出の義務などを追加した。詳細は根拠資料「フェリス女学院大学派遣交換留学誓約書」参照。

【2020年度交換留学予定者のうち在学中の留学を希望する学生の継続的支援】

新型コロナウイルス感染症の影響により本学制度を利用しての留学予定者全員に対し、大学の「派遣留学の中止・延期の決定、あるいは強い勧告の実施」にかかる意思決定について、各学生の派遣先の国・地域の状況も含め丁寧の説明、学生の気持ちのヒアリングも行った。そのうえで、在学中の留学実現についての意向を数回に渡って確認した。なお、留学を希望する学生には、就職課による「留学と就職活動セミナーと相談会」、海外危機管理コンサルタントによる「最新の新型コロナ感染状況に関する説明会」の場を設けたうえで最終的な判断を行わせた。そのうえで、留学を希望する学生について、派遣先の協定校への再度の受入依頼をはじめさまざまな交渉を実施、アプリケーション書類の再提出などの支援を行い、2021年5月現在も継続的に支援している。

【学生の海外への興味・関心及び留学意欲の維持を目的とした留学支援】

2020年5月には、危機管理コンサルタントに相談のうえ、本学独自の「派遣留学再開判断基準」を設け、学生・教職員に周知した。

派遣留学が実質実現しない期間を「留学の準備をする期間」と位置づけ、学生たちの海外への興味・関心と留学意欲の維持を目的としてオンラインを活用した多彩な企画を提供した。本来は派遣留学予定者を対象として実施している「危機管理セミナー」を、将来の留学に備えるための学びの場として内容を変更し、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の最新状況も交え、海外渡航・生活において留意すべき点について、海外留学・渡航に興味のある学生に情報提供と啓発活動を行った。(第1回10月2日「初めての海外準備に向けて」登壇者:日本リスクマネジメント 酒井社長、国際センター長 近藤教授、第2回10月24日「現地生活編」登壇者:日本リスクマネジメント社員(女性)、第3回11月2日「万一の際の心構えと対応法」登壇者:日本リスクマネジメント 酒井社長)

【受入留学生支援】

新型コロナウイルス感染症拡大下において、私費留学生の在籍確認をオンライン化するとともに、経済状況の把握・生活環境、就学環境、学習サポートを目的として、定期的にオンラインによるミーティングを実施した。(計35回)

特に2020年4月から5月にかけての東京・神奈川に対する緊急事態宣言中は、週1回のペースでミーティングを行い、私費留学生の状況把握・各種サポートを行った。6月以降は学年ごとや小グループでのミーティング、他部署の職員にミーティングへの参加を依頼し、私費留学生に本学での学修生活に必要な情報提供を行った。こうしたミーティングを在籍確認も兼ねて実施することで、毎月1回は留学生が国際課の課員と面談し、生活面での不安などについても早期に相談できるきめ細やかな体制を整備、実施した。(詳細は別紙参照)

新型コロナウイルス感染症による不安定な社会状況と、家族・親族と離れた留学生活で精神的な影響を大きく受けて、私費留学生が帰国を希望する場合は、保健師も交え、国際課長、国際課員で個別面談(オンライン)を実施した。個別面談では、当該学生の状況を詳細に把握するとともに、帰国に伴う卒業までの学修計画に生じうる影響や帰国時、再渡日に伴う留意点(在留資格更新やビザの有効性も含め)を学生に伝え、十分に理解させたうえで帰国支援を行なった。教務課長にも大学が遠隔授業を行なっている環境下において、私費留学生が本国から授業を履修することに問題がない旨確認した。帰国後も継続的にオンラインでのミーティングを行い、2021年5月現在も継続的に状況把握を行なっている。

経済支援としては、日本人学生対象に立ち上げられた「大学短期奨学金」の貸与対象に新たに私費留学生も含められるよう、学生課と相談、交渉を行い、「大学短期奨学金規程」に加え「私費留学生の短期奨学金返還期限に関する内規」を制定して、私費留学生にも経済支援を可能とした。

日本政府の水際対策により、ビザ取得及び入国が困難な状況にある交換留学生の受入について、当該留学生及び協定校と密に連絡をとりながら、受入にかかる各スケジュール(アプリケーション書類提出期限、渡日日等)について柔軟に変更し、協定校とのパートナーシップを良好に保ちつつ、可能な限り受け入れるよう努めた。2021年度前期までの受入については、本学の成績評価基準である「授業の2/3以上の出席」を基準とし、授業回数1/3を超える時期に渡日できなければ交換留学として扱わないことを教務課と確認のうえ対応した。2020年9月に水際対策の緩和により、輔仁大学(台湾)から2名の交換留学生が渡日する際には、入国後2週間の隔離施設(ホテル)の確保、空港から隔離施設(ホテル)までの移動手段(防疫ハイヤー)の確保を国際課で行った。来日学生とは、入国日にはメールで連絡をとり、隔離施設到着後はZoomとメールで定期的に状況確認を行った。厚生労働省への健康報告と位置情報登録報告については、交換留学生には毎朝10時までに国際課メールに報告させ、国際課長携帯のLINEから14日間行った。2021年度前期受入交換留学生については、前述の基準を伝えつつも留学を希望する学生4名に対して、オンラインでの授業履修ができるよう学内調整を行った。日本への入国が水際対策のため実現せず、残念ながら本学への交換留学を断念した学生からも、留学断念の判断に至るまでの国際課からのサポートについては、感謝のコメントが寄せられている。

2020年度自己点検・評価シート
(就職課)

任意2進路支援(就職課)

任意2 進路支援

(大学基準7 学生支援)

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	大学基準協会が求める根拠資料(必須)	任意で準備する根拠資料
1301	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的を踏まえた進路支援に関する方針を明確に定めているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援(キャリア形成支援)に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
1302	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1)学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・キャリア教育の実施<2020年3月追加> ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	A	低学年向けキャリア形成支援講座 :年間7件実施し、延べ258名の学生が参加した。 インターンシップ :コロナウイルス感染症の影響で、実習が中止となったり、対面実習が不可となったりしたため予定していた活動を大きく変更せざるを得なかった。そのなかでもオンラインでの実習を行った受け入れ先もあり11名の学生が参加した。 就職活動支援講座 :採用活動早期化に対応し、模擬試験や講座の実施スケジュールの見直しを行った。多くの講座をオンラインで実施したところ、受講生が増加した講座が多かった。また、学内オープンセミナーもオンラインで実施したが、対前年度比164%の動員数増となり、全体の累計参加者数が5,000人近くとなった。企業側としては、新規20社を含む96社が参加した。 就職相談 :外部キャリアカウンセラーの増員、またオンラインでの相談を行うなどして、就職相談体制を維持。2020年度の就職相談利用件数は2,863件、対前年度比124%であった。			キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・2021年度第1回就職委員会資料	
1303	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 (2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学生支援(進路支援)の適切性について、2021年度第2回就職委員会(2020年5月26日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(任意2進路推進)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。 就職支援に関する業務については、すべて実施後すみやかに振り返りを行い、次回、次年度へ向けての改善点の洗い出しと効果的な施策の実施を行っている。			参考 ・学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・2021年度第2回就職委員会記録	

COVID-19への対応・対策に関わる事項

- ・学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19への対応・対策としてどのような措置を講じたか、記載してください。

キャリア支援に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大により大学生の就職・キャリアを取り巻く環境が変化することを踏まえ、オンラインと対面の併用を前提とした就職活動に対応できるよう、講座・セミナー等を行った。実施方法もオンライン中心に切り替え、Zoomを使用したWeb就職相談、就職講座のWebでのLive配信、ガイダンスのオンデマンド配信など、学生が自宅にいなが就職活動を進めたり、自身のキャリアを考えられるよう工夫した。

学内オープンセミナーについては、オンライン形式での開催としたところ、参加者数が大幅に増加し前年度比約164%増となった。就職相談については、Webまたは電話での対応としたところ、前年度に比べ利用者数が増加、前年比約124%となった。なお、Webでの対応に伴い、従来紙で扱っていた書類を電子化したりオンライン申請にしたことで、就職相談における業務の効率化にもつなげることができた。

また、コロナ禍により登校することのできなかつた学生たちに、「キャリア・就職」という観点から大学の取り組みを知ってもらうことや、他の学生と交流、企業や社会人と接し視野を広げること等を目的として、2020年度入学者を主な対象とした「キャリア形成支援講座」を2021年2月に企画、実施した。